

平成24年11月19日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後2時0分

○散会時刻 午後5時11分

○場所 全員協議会室

○出席委員 (10人)

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員 (0人)

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

○案件

1 検討・協議事項	1
(1)議会の機能強化について	1
(2)委員長報告について	13
(3)議員定数の削減について	18
(4)委員報酬の廃止について	31
(6)議会基本条例について	41
2 その他	59

午後2時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第20回調布市議会改革検討代表者会議を開催いたします。

初めに、伊藤座長から御挨拶をいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

改めまして、こんにちは。きょうは第20回の代表者会議をお願いいたしました。大変お忙しい中、御参集をいただきましてありがとうございます。きのうは何か東京には木枯らしの第1号という表現がありましたけれども、大変寒い日をきょうは迎えております。

また、11月30日には第4回調布市議会定例会が開会される予定となっておりますが、この間の大変お忙しい中にもありますけれども、きょうは、この改革代表者会議、建設的な御意見をいただきながら、一つ一つ構築していきたい、このことをお願いいたしまして、一言の御挨拶にかえます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、検討・協議事項に入ります。

(1)の議会機能の強化についてを議題といたします。

この協議事項の提案番号 114番、115番、116番の予算・決算特別委員会の設置提案について、前々回、第18回代表者会議におきまして、他市議会の状況を調査してからということで継続協議となっております。調査結果がまとまりましたので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

また、1日1常任委員会の状況も調査しておりますので、あわせて報告をお願いいたします。はい、高橋副主幹。

○高橋事務局副主幹

それでは、まず資料57、多摩26市の予算特別委員会、決算特別委員会についての調査結果について御説明させていただきます。

初めに、特別委員会の設置状況でございますが、予算、決算とも特別委員会を設置していないのは調布市だけございまして、町田市は予算特別委員会は未設置で、決算特別委員会は設置しているという状況でありまして、その他の24市につきましては、予算も決算も特別委員会を設置しているということでありまして、

初めに、上段の調査項目、特別委員会への市長の出席と、それから特別職の出席の有無

でございますけれども、○が出席しているということをあらわしておりますが、特別委員会の設置市では予特、これは予算特別委員会の略称です。それから決特、これは決算特別委員会の略称です。両方とも市長及び特別職は一部を除きおおむね出席しているという状況でございます。

次の項目、委員数でございますが、「全」というふうに表示してございますのは全議員の意味でございます。予特につきましては、調布と町田を除く24市中18市が全議員が特別委員会の委員になる。その他6市は全議員となっていないということでありまして、決特につきましては、14市が全議員、11市が全議員でないということでありまして、

なお、全議員と申しましても、左側に定数も記載してございますけれども、議員定数より委員数が1人とか2人少ない市がありますけれども、これは議長ですとか副議長、あるいは決特のほうであれば監査員の議員は除いているということによるものでございます。

次に、予算・決算議案に対する本会議における質疑の有無でございますが、予算議案については、26市中8市が本会議で質疑を行うとのことで、それ以外の18市は特別委員会で質疑を行うので、本会議では質疑をしないということでありまして、決算についてもおおむね同様の状況でございます。

それから、最後の項目ですが、予特、決特での質疑の制限の有無でございます。予特につきましては、24市中16市で質疑に何らかの制限をかけております。制限の内容の例といたしましては、1人につき3回までですとか、歳入歳出それぞれ2回ずつですとか、そういった回数制限、あるいは1人20分を限度として会派内で分け合うことができるといった時間制限などございまして、各市で制限内容につきましてはさまざまでございます。その他8市は特別な制限はないという結果でございます。決特につきましてもおおむね同様の内容でございます。

予算・決算特別委員会の資料につきましては以上でございます。

続きまして、資料58、こちらは多摩26市の常任委員会の1日における開催数、1日1常任委員会の状況についての調査結果でございます。

初めの設問項目は、各市の1日における複数委員会の開催でございます。1日に複数委員会を開催する市は、調布市を含めまして11市でありまして、1日に複数の委員会を開催していないというところ、つまりそれが1日1委員会であるという市でございまして、これは15市であります。

次の項目は、1日に複数開催する場合の開催委員会数でございまして、複数開催している11市のうち、1日に2委員会が6市、3委員会が2市、調布市を含めて4委員会が3市という状況でございます。

最後に、開催時間が同時か否かについてでございますけれども、1日に複数の委員会を開催している市のうち、調布市のように同時に開催している市は8市でありまして、午前、午後に1委員会ずつ時間帯を分けて行うという市が3市でありましたという結果でございます。

説明につきましては以上でございます。

○川畑副座長

事務局からの報告について質疑等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、予算・決算特別委員会設置の提案について御意見がございましたら伺います。  
はい、小林委員。

○小林委員

まず、調査していただいてありがとうございます。現状を見ると、調布の形はまれな、レアケースだったという状況ですね。ただ、前回からも調布のやり方は非常にいいという各委員さんのお話もありましたけれども、この状況を見て、こういう他市でやっている特別委員会を開催してもいいのかなど。そのときには先ほど言った制限等々——制限等という話がありましたっけ。いろいろやるまでの間、もう少し詰めていくことも当然必要になって、だからといってすぐというわけにはいかないかもしれないけど、調査するべきものかなというふうに感じました。報告、調査、ありがとうございます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにごございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

この調査を見て、本当に想像以上にびっくりしたという結果となっておりますけれども、実はこの間、多摩市議会の議会報告会というのを調布市の議会報告実行委員会のメンバーと正・副議長さんを含めて見学というか視察をしてきたんですが、そこで見聞いた話ですと、多摩市の議会でも特別委員会で総括方式の下に分科会で詳細については議論しているというふうなことのようには受け取れましたけど、いみじくもというか、たまたまといいますか、私がこの前この場で意見として、提案として申し上げたように、総括的な部分を特別委員会の本体でやって、詳細な部分については現行の常任委員会方式、分科会と言っても常任委員会と言ってもいいと思うんですが、これがやっぱり今までの調布のよさを生かしながら、さらに一步発展させるものとして、なかなか考える必要があるなど改

めて思いました。

そして、常任委員会で細部にわたって議論する場合には、現状と違って、歳入歳出とセットでそれぞれの常任委員会が所管部分を精査する、そういうふうな展開がよりふさわしいのかなということを改めて感じました。それは報告会を見ての感想も含めてですが、そういうことです。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

その前に、2回ほど私の都合で代理を立てさせていただいたことをおわび申し上げます。済みません。

これも今お話も出ましたように、私どもも基本的に幾つかは取材させていただいて存じ上げていたんですが、こういった形で、改めてリストとして形で調査いただいて、見てやはり驚いたというのが実際のところでございます。

私どものほうでも基本的に提案させていただいておるんですけども、少なくとも常任委員会のほうの状況については、多分、今後また精査していく必要、検討する必要があるのかなというふうな気はいたしますけれども、少なくとも予算・決算特別委員会の実施ということについては、私どもも提案させていただきましたように、全議員がかかわれるというような部分での大きなメリットがあるだろうと。そのメリットがあるからこそ、こういった形で各議会としても対応されているんだろうというふうに感じ取れましたものですから、そういった方向でぜひ検討していただきたいなというふうな意見として申し上げます。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

調査、どうも御苦労さまでございました。私どもも先日の会議でも申し上げさせていただきましたけども、調布市議会の今までの4常任委員会での審査というものは、深い審査ができるというメリットは十分あるのかというふうに思っております。

一方で、歳入の部分と歳出の部分、やはり両方、入りと出を審査したい、する必要があるという議論があるのもこれまでずっと言われてきたところでございます。先日申し上げましたけども、私は総務委員会ですから、歳入歳出ともに審査できるわけですけども、そうでない委員会もあるわけでございます。総括的な質疑の部分は予特、決特等で行うというのも1つの案なのかなというふうに思っております。

ただ、一方で、仮に予特、決特を行った場合、総括的な質疑を仮に行った場合、そして特別職の出席云々ということも議論していかなきゃなりませんし、さらには、本会議での質疑の有無、この辺についてもどういうふうにやっていくのか、予特、決特との区別をどういうふうにしていくのか、その辺も議論を深める必要があるのかなというのが今の率直な感想でございます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

これまでの議論も通して、また、きょうもこういう資料を出していただいて、ほとんどの市が予算、決算の特別委員会を設置しているということで、状況を把握しました。調布でのよさというのも私もこの場でも申し上げてきましたけれども、他市の状況を見ても、特別委員会には、ほとんどのところ、多くのところが全員でかかわっているということで、やはり全員がこれからの議会報告会なども議会でやっていくというようなことを見れば、全ての議員が調布の中のことを全て把握していくというようなことのまずはスタートとなるというところで考えていくべきではないのかなと、提案はしていませんけれども、今のこの状況の中ではそのように私は考えました。それに当たっては、やはり今までの委員会でのやり方、よさのところも残しつつ、調布としてどういうふうにやっていくのがいいのかというところはしっかりとまた話し合っていくべきだと考えます。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

今、皆さんの意見が出されましたように、私も林委員さんがおっしゃったように、特別委員会、本会議での歳入の部分に対してのやりとりをする、これはやっぱりプラスしていく、その上で、従来どおりの委員会での細部にわたる審査を重ね、ですから委員会では自由討議をしっかりとということであれば、より深い議論ができるような、調布らしい改革という形になるのではないかと思いますので、不断の努力ということが言われておりましたけれども、何らかの形でこの内容について後で持っていくのかどうかは別として、審査の組上にのせていただければありがたいなと思います。

○川畑副座長

ほかに。井上委員。

○井上委員

我々の会派といたしましても、予算、決算の特別委員会の設置をするという方向性については、全く異論はないものであります。あわせて、さまざまな委員の方からもお話がございましたけれども、調布の分割方式で非常に内容の濃い予算、あるいは決算の審査ができるという点については、26市中ほぼ全ての市で予算・決算特別委員会が実施されているという点は、それはそれとして、調布のよさというのがやっぱり残った形の中での予算、決算の特別委員会の設置のあり方、方向性ということで議論をしていくということであれば、その方向で異議を唱えるものではありませんので、そういう形で進められるような方向でいくということであれば、ともに議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

○川畑副座長

はい、大須賀委員。

○大須賀委員

事務局でつくっていただいた資料を見ると、それぞれ議会の特徴と特色がとてもあらわれていて、興味深く感じました。ただ、これに審査時間が書いていないので、調布の市議会が他市に比べてどのくらい慎重に審査しているかということになるんですけども、少なくとも私が議長会で他市の議長さんに様子を聞いている限りは、やはり調布の4常任委員会、分割して付託するというやり方がかなり細かいところまで審査しているんじゃないかというふうに私は思ってきました。

ただ、議会と行政との関係においては、市長、教育長を初め、特別職に対する総括的な、あるいは政策的な質疑の時間というのが調布の市議会は若干少ないかなと。具体的には、上程時における本会議場における質疑しかありませんから、そこはもうちょっと充実したほうがいいかなと思っていました。

まさしく今回提案されているのはその内容だと思いますけども、やはり調布の4常任委員会、分割付託というよさを生かしながら、総括的、あるいは政策的なことに限っては、予算、あるいは決算特別委員会を開いて、そこで特別職に質疑をするという方向が望ましいのかなというふうに個人的には思っています。ただ、その際には、この表で言うと右側の欄にありますけども、本会議での質疑の有無、あるいは委員会質疑での時間、もしくは質問回数何らかの制限は必要かなというふうにも思っています。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかにございませんか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

ちょっと補足的な発言ですけど、調布のよさ、つまり4つの分割常任委員会のよさを残しながらという発言が多かったと思うんですが、だとするならば、特別委員会の構成についても、全議員がそれぞれ総括的な段階からかかわれるようにしたほうがいいと思うんですね。だから、そういう意味でいうと、この先の議論だというふうには思いますけれども、全議員による特別委員会の構成というのも1つ考えてみる必要があるのかなというふうに今までの議論を聞いていて思いました。

○川畑副座長

御意見ですね。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

大分意見も出尽くしたようでございますので、座長のほうからございましたら。はい、座長。

○伊藤座長

少しお尋ねも併用して意見を最終的には述べていきたいと思っています。特別委員会の設置については、おおむね方向性としては、それぞれの委員さんのお考えは一つなのかなと。ただ、今、大須賀委員さんの発言の中にもありましたけれども、これに至るそれぞれ常任委員会の審査内容、もしくは時間、それと特別委員会を仮に設置したときに、どういう関係にそれを持っていくのか。時間的なものも含めてですね。もしくは、本会議場での上程時質疑、こうしたものも、例えば特別委員会を設置するとすれば、上程時にはないというところも他の市議会では数多くあります。

そうしたものを勘案しますと、1つ考えられるというか、ここを特別委員会という位置づけではなくて、我が調布市議会としての特色を出させていただくならば、ここまできょう意見を述べようとは思っていませんでしたが、皆さんの意見を聞いていますと、方向性を少し出しておいたほうがいいかなと思いついて出しますが、例えば本会議場において、基本的施策、すなわち市長の所信表明の代表質問と同じような位置づけで、予算の上程があったときには、予算に関する各会派の代表的な代表質問といいたいまいしょうか、仮にそういう形でのやりとり、もしくは決算についても同じく各会派の代表的な質疑をそこで行う。それぞれ個人的に議員さんが今まで上程時に質疑をしておりますけれども、そうでは



なくて、総括的な質問をそこで行う機会を例えば設ける。このことによって、それぞれの会派のそれぞれの議員さんの思いを代表者の方がまとめて質問していただくという、例えばそんなシステムを考えるとしたら、皆さんの中に何か抵抗があるのかどうか、この辺をちょっとお伺いしたいなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○川畑副座長

今、座長のほうから提案されました部分で、皆さん、御質問、御提案、御意見ございましたら挙手にてお願いいたします。はい、小林委員。

○小林委員

今、座長からの御質問ですけれども、そうすると、各会派代表者が質疑をするというような形になるのかなというふうに思いました。そうすると、逆に言えば、ほかの市の状況を先ほど雨宮委員もおっしゃっていました。全員が出席しているところが多いんですけれども、これは全員が質疑ができるという話じゃなくて、本当の代表の方だけがというふうになってしまうのかなと。本来は、全員がいるのであれば、全員が質疑できなければ、余り……。全員がいなくても、逆に言えば、ほかの市で、立川、三鷹等々、狛江もそうですけれども、代表選出型で済むのかなというふうに思っちゃうんですよね。やっぱり全員がいるわけですから、全員が質疑ができなければ、委員会の意味がなくなりほしくないかと、そんなふうに感じました。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

特別委員会という委員会を設置するのではなくて、本会議場において、上程時に続けてそれに対する予算、決算の上程がされたときに、代表質問と同じような感覚で、予算に対してお尋ねをしていただく、または決算に対してお尋ねをしていただくという、雨宮委員さんが前に本会議場は敷居が高いとは言わなかったかな、緊張するとか何かそういう発言もあったようですけれども、そうではなくて、ぜひそういう本会議場でのやりとりができないだろうかと。それには当然、それぞれの持ち時間を設定して行うとすれば、それぞれの会派の構成人数によって、またはお聞きしたい内容もそれぞれの議員さんから出していただき、それをやりとりしながら、ある程度認識をして、そして常任委員会に入っていたかどうかという流れを例えば考えられるんですけれども。ですから、特別委員会という形で表で別につくらずに本会議場で対応するという形です。

○小林委員

逆になぜ座長からそういう提案が出てくるのかちょっとわからないんですが、今、皆さ

んで議論していく中では、実際、私も他市の特別委員会を見ているわけじゃないんですけども、他市で言えば特別委員会を設置してやっているところが調布以外大多数なわけですよ。調布以外だ。それを、じゃなくて本会議でやろうとする座長さんの提案、その辺、意図がよくわからないというか、見えないと思いますが、どうですか。

○伊藤座長

考える意図としては、まず特別委員会を両方ともつくとすると、それなりに環境整備も含めて、内容の整備も含めて、相当議論が必要になってくると思います。ですから、このことについては継続的な議論を私はしていきたい。それは前置きをしておきます。

しかし、例えば来年の1定からこのことを対応していこうとなりますと、それまでにそれだけの議論が積み重ねられるかという部分におくと、まずは来年、もし予算からということになれば、対応できるとすると、本会議場での上程時の代表質問にそれが置きかえられないだろうかという発想から発言を皆さんにしたということでもあります。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

先ほど小林さんも言われたんですが、委員会というのは、基本的に委員会を構成する全委員が、常任委員会であろうと、特別委員会であろうと、対等、平等の発言権なり質疑権を持っていると思うんですよ。だから、やっぱりそれを保障するという意味では、特別委員会の設置ということがまず大きな前提に据えられるべきではないかというふうに私なんかは思うんですね。ただ、実際の運用上の問題としては、いろいろ考えるべく内容はあるかもしれない。一定のルールみたいなことは必要になってくるかもしれませんが、基本原則として、やっぱり特別委員会という形で、さっきの繰り返しになりますけれども、全特別委員の発言権や質疑権を保障していくべきではないかなというふうに思いますけどね。

だから、単なる発表の場として本会議場を使うというなら、それはそれでいいんだけど、特別委員会という位置づけのもとで、それを代表質問の予算版みたいな形にするというのはちょっといかがなものかなという感じが私はしますね。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

今、座長さんから、1定に取り入れるとなると、なかなか時間的にもという部分がありましたけれども、本来は間に合うと一番いいけれども、あえて来年、1定の3月議会に間

に合わなくても、この議論をもう少し、ほかでやっている特別委員会と同じような形でできる方向で、ほかでやっているのがどういう制限を加えているのかわかりませんが、そういうものを見ながら、調布としての特別委員会開催に向けての議論を詰めていけば、別に来年、第1回からということでも私はいいのかなと。そういう方向性で、皆さんで議論していけばというふうには思いましたが。

○川畑副座長

ほかにございますか。座長。

○伊藤座長

それでは、今、皆さんの意見は全て、特別委員会設置については積極的に設置したいというふうに受けとめられますね。ですから、その点においては近い将来、決算、予算、両特別委員会を設置していくんだと。ただ、すぐにそれを立ち上げろといっても、なかなか内容の精査をしたり、我が市議会としてそれを仮につくったときに、今度、会期の問題も含めて、その中におさまるのか。については、他市議会で行っているように、もう少し質疑の回数を制限するとか、例えばそこで行う以上は、常任委員会の各審査につきましては、今4日、5日とっておりますけども、これを2日、3日に縮小するとか、いろんなやり方、これは全体的な会期を短くする方向では、決してそういう意味合いでは発言しておりませんが、ただただその部分を今の状況にプラスする、そしてそこに何日か設けるとなると、非常に難しい状況にもなりますので、ぜひその辺は皆さんと議論を進めていくということで一致するということがまずはよろしいでしょうかね。

○雨宮委員

設置するということね。

○伊藤座長

設置する方向で議論をしていくという。

○川畑副座長

御意見ございますか。林委員。

○林委員

先ほどもちょっと申し上げましたけども、特別委員会設置について、議論していくことについては私もやぶさかではないですけども、ただ、それに伴って諸課題、特別職の出席の問題とか、あと本会議場での質疑の問題等々、整理しなきゃいけない、議論しなきゃいけない部分はあるかと思うんですよ。ですから、まずその辺を整理した上で、できるとゴーサインが出るのであれば、特別委員会の設置に向けて進めていけばよろしいんじゃないかと思っていますけど。ありきではなくて。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

今、林委員さんのほうからは、まず環境がそれに整えられるのかという議論を先にすべきだと。そして、方向性が、合意が得られるのであれば特別委員会設置に向けて議論を進めていったらいかがでしょうかという御意見を伺いましたけれども、そのほかの考え方もしおありであれば、また、林さんも続けて発言があればお願いしたいと思います。

○川畑副座長

はい、井上委員。

○井上委員

私も林委員の発言に考え方としては賛同していきなというふうに思っております。例えば、本会議場での上程時質疑をする、しないとかという部分との兼ね合いとか、そういうところを一つ一つ議論を積み重ねていったときに、やはり現状のままのほうがいいんじゃないかという落ちつき方も、もしかしたらあるかもしれませんし、設置ありきということではなくて、方向性としては、もちろん議論はしていきたいと思いますが、最終的な状況というのは、例えば委員の数はどうするか、発言時間はどのように考えていくのか、何をどこまで誰に具体的に確認するのか、議論するのかとかというような点も含めて、協議する内容はさまざまにあると思いますので、その辺の協議をした上で、予算・決算特別委員会は必要だという合意に至るようであれば、それはそれで進めていくべきだろうというような考え方があります。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私はちょっと違いまして、先ほどの座長の案は、今よりも前進するという意味で、私は1つのあり方かなと思って聞きました。というのは、現時点で、実際の本会議での質疑の政策論というのは余り活発ではない中で、少なくともその際に本会議で論点を明らかにしていくということからすれば、今、不足している調布での議会のありようというものの前進になるのかなというような——やってみないからわかりませんが——イメージを持ちました。

やはり方向として、今までのやりとりでいけば、少なくとも予算・決算特別委員会をより充実したもので、調布方式を生かしていくという言い方からすれば、少し他市とは違っ

た工夫も必要なのではないかなというふうに思いますので、そういった意味で言えば、やる方向性をもって、そして内容を検討するという考え方といってもいいのかなというふうに私は今は思っております。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、大須賀委員。

○大須賀委員

基本的には、お聞きしている限り、全会派、予算・決算特別委員会は設置する方向でいきたいと思いますというのはありますよね。ただ、やり方は座長のおっしゃるように、特別委員会という形ではないけど、本会議場で質疑をするというのも1つのあり方でしょうし、本会議場とは別に特別委員会でやろうというのも1つのあり方でしょうし、それぞれ特別委員会をつくる時に、本会議場で質疑をするかしないか。特別委員会を設置しても、ダブルで。なおかつ予算・決算特別委員会を設置した場合に、発言回数の制限と会派当たりの持ち時間、それから、持ち時間を決めた場合に、他の人に分け与えられるかどうかというポイントがあると思うんですよね。この辺があるので、1回それぞれ持ち帰って、会派で検討してみて、具体的にうちの会派はこういう形で予算・決算特別委員会をやりたいなみたいなことを持ち寄れば、私は基本的なところで、全ての会派が設置しようよという方向である以上、条件がそれぞれ折り合って、どこかで同じ見解に立てるかなというふうに思っているのです、一度持ち帰って検討したらいかがでしょう。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

いずれにしても、持ち帰りは持ち帰りになるんでしょうけど、その場合でも、やっぱりここの代表者会議としての課題整理が必要なんじゃないかなという気がするんですよ。それぞれの代表委員の皆さんが、それぞれの認識で、同じものに対しても捉え方はいろいろあると思うから、それぞれの認識で持ち帰って、自分の認識で図っていくと、必ずしも一致というか、ならない場合もあるから、一たん持ち帰るべく、課題をこの委員会として整理して、その上で持ち帰るといふふうにしたほうが、より合理的だといふふうを考えますけれども、いかがでしょうか。

○川畑副座長

ほかにございますか。座長。

○伊藤座長

それぞれ御提案をいただきました。ただ、基本的にこの件でずっと最後まで行くわけにいきませんので、そろそろまとめさせていただきたいと思いますが、当面は、当然、この第4回定例会以降を含めて、現行の方法で進めていくことはひとつ御理解いただきたいと思います。

その中において、両特別委員会、予算、決算の設置につきましては、それぞれ条件を含めて、こちらには各市議会の状況の一覧表がありますので、インターネット等も通じていろんな情報もそれぞれの会派でおとりになれると思います。それぞれの会派が、どういう課題があつて、どういうことで、今後この特別委員会を設置した場合には運用していきたいのか。そうした議論を次回以降お願いしていきたいというふうに考えます。

したがいまして、条件整備が整えば、この特別委員会を設置する方向でそれぞれ認識を一にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

ただいま座長から示されました方向性でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。それでは、その方向でお願いいたします。

次に、(2)委員長報告についてを議題といたします。

この協議事項は、前回の会議で座長提案を持ち帰りたいということで継続協議になっておりました。

最初に、座長のほうから発言をお願いしたいと思います。はい、座長、お願いいたします。

○伊藤座長

前回の協議の中では、議案の委員長報告に対する討論と陳情・請願の委員長報告に対する異議が混在して意見が出されておりましたので、整理をして本日、資料59として委員長報告と本会議での討論の比較資料をお配りさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。私が提案した内容と現行との比較表でございます。

改めて申し上げますと、1つ目に、議案及び陳情・請願の審査結果の委員長報告は現状どおりといたしたいと考えています。委員会で満場一致で決した場合には、委員長は審査結果のみを報告いたすところであり、委員会で賛否の討論があつた場合、委員長報告は従来どおりといたします。これは現状どおりでございます。

次に、本会議での討論であります。予算・決算以外の議案においても賛否が分かれた場合、おおむね3分以内で討論をすることができるものとします。

なお、一般会計及び特別会計の予算・決算議案は3分以内の制限はいたしません。また、請願・陳情の委員長報告に異議の発言があった場合、その異議に対する異議、すなわち委員長報告を了とする発言も同じくおおむね3分以内で発言ができるものといたします。

次に、現行の委員長報告に審査過程を加えて報告をするという提案につきましては、現行のとおりといたしたいと考えています。

なお、資料59の中において、現行と変わる部分には下線を引いてありますので、お目通しいただければと思います。

以上が前回提案をさせていただきました内容でございます。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

座長からの説明が終わりました。最初に、持ち帰られた結果、御意見等をお聞きしたいと思いますが、皆さんから御意見ありましたらお願いいたします。挙手にてお願いします。井上委員。

○井上委員

先日、我々の会派のほうで持ち帰るということでお話をさせていただきましたので、結果を御報告させていただきたいと思います。

実は、前回の代表者会議の中で、具体的に請願・陳情というような形で発言すればよかったのかなというふうに、その点については申しわけなく思っているんですけども、現状で、議案に関しては賛成、反対が出た場合には討論という形で行われているというのは、この資料の現行のとおりだというふうに思っております。

我々の会派といたしましては、請願・陳情の場合に、委員長報告に対する異議だけが現状では時間制限がなく行えるという点については、異議に対する異議についても行えるようにしていただきたいということと、あわせて、そうなった場合には、その陳情に対する各会派の考え方というものが、異議がある場合には、お互いの考え方がきちんと本会議場で示すことができるようになるので、その際には、委員長報告の審査結果のところに態度表明の要旨は追加しなくてもいいだろう、屋上屋になるのではないかというようなことで発言をさせていただきました。

会派に持ち帰らせていただいた結果といたしましても、今申し上げたとおりの方向でいけないかということで議論はついているというところであります。

以上です。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。挙手にてお願いします。雨宮委員。

○雨宮委員

今の井上さんの発言は、会派としては再検討した結果、従来と一緒にということなんですよね。そうすると、前回、同じ内容で、ここでもかかんがくがくの議論をやって、持ち帰っていただいて、議論をしたらやっぱり同じでしたということになると、どういうところで落としどころを見出せばいいのかがちょっと私には見えないんですけど。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

改めて、まとめて私のほうから再提案を今させていただき、井上委員さんからは、前回申し上げた内容で現在はいるということでありましたけれども、提案をした中身については、大きく変わったところは、時間制限をお願いするということと、そして陳情・請願の審査結果の対応ですけれども、これは委員長報告に対する異議が仮にあったときに、その異議に対する異議を認めていこうということでありまして、これはまた大きく発言を担保させていただいているということで、私のほうから、今発言をさせていただいた内容を細かく変わったところだけ説明すると、そこでありまして。

したがって、今までの議論の中にそれぞれ異論がある会派もありまして、その方向性としては、座長である私のほうから、この方向でお願いしたいということで、最終的に結論を見出している案件もたくさんございまして、1会派が方向性が出ないから、このことをペンディングにしてまた送るということは、私は今回、このことについては方向性を示していきたいと思っていますので、ぜひ御理解をいただくと同時に、この方向性で進めさせていただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私は、内容がいま一つ理解できないところがあるんですけど、ちょっと発言させていただきます。請願・陳情について、異議があればそれについてとか、異議ではなくて賛成ということで討論するのはわかるんですけど、ただ、私はこの座長提案の中で、議案に対しても時間制限を加えるという部分につきましては、議案は市民にも非常に大きな影響のある条例提案があったり、さまざまなものがありますので、物によってそれなりの内容の討論が必要な場合もあると思いますので、請願・陳情というのは、市民から出された内容でありますので、それはおおむねということでは理解できますが、議案に関して言えば、やは



り時間制限は設ける必要がないのではないかと思います。

どうしてもというのであれば、おおむねの目安としての話であり、それについて多少のことがあっても、それはよしとするような方向でないと、これからどんな議案で、そのことで議会でどういうふうな方向に行くかということがわからない中で、従来ない、こういう時間制限をかけることは余りよろしくないのではないかというふうに私は思いますので、この点についてだけは、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

お尋ねというか、御意見だと受けとめましたけれども、そのことにつきましては、基本的には3分を目安というとり方をされてもいいのかなと。ただ、3分のカウントダウンをするようなことも議場内ではするつもりはありません。議長の議事整理の中で、これは少し長いよねと感じる、このことは、議事整理権は議長にありますから、現行もまとめてくださいというようなことで促すことも実際できますが、それは今していないということでありまして、おおむね3分以内で、ぜひこの辺はおまとめいただきたいという合意をいただければいいかなと。ただ、何も書いていないとすれば、5分でも10分でも15分でも20分でもいいのかというようなことになりますので、ここにはこういう形で表記をさせていただいているということでありまして、ぜひ御理解いただければというふうに思いますね。

○川畑副座長

ほかにございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

先ほどの座長提案というか、再提案ということについて、確認の意味なんですけど、陳情・請願のところの異議に対する異議までは私も了解します。井上さんのほうから言われている、その場合に、委員長報告の中に内容、趣旨を述べるのは、屋上屋だからそれは削除すべきだという提案に対して、座長は、その部分は了とはしていないということによろしいんですね。現在と変更ないということで。委員長報告の仕方。つまり 150だっけ。その部分には変化ないという理解でいいんですね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

この辺は表現が非常に難しいんですけれども、どういう表現をしたらいいんでしょうかね。委員長報告というのは、基本的に委員長さんが作成するんですよ。普通は。これは、

これから出てまいりますけれども、基本条例上もそのことを明確にうたっています。ですから、委員長報告を作成するに当たって、趣旨や内容やニュアンスも含めて、委員長が書いていただくと、やはり何か私と言っていることと違うよということになりかねないので、参考までに 150文字をいただいているという、これが前提です。ですから、委員長がつくっているものに関して発言者が屋上屋というのは、考え方がちょっと違ってきます。ぜひその辺は御理解いただきたいと思っております。

○川畑副座長

ほかにございますか。井上委員。

○井上委員

意見にしますけれども、今の座長のおっしゃるとおりで、委員長報告は基本的に委員長が委員会でこういうことが審査されたということを粛々と本会議場で報告をされるという考え方であるというのは理解をいたしました。

ただ、その上で、現状で各委員さんが発言された趣旨というのが委員長報告とそごがあっちゃいけないからということで、今、各委員さんが自分の発言の趣旨を 150字で委員長のほうに提出しているというのが状況であるというふうに我々としては認識をさせていただいています。

その上で、今回、特に陳情・請願の審査の結果については、委員長報告どおりのものについても、異議に対する異議を賛否にかかわらず、発言が担保されたということで座長提案がありましたので、であるならば、当然、発言をされた委員さんがその考え方を本会議場で述べられるんでしょうから、じゃ、その中で 150字も含めてやっていただけるんではないかというのが我々の主張です。

とはいいいながらも、今、座長のほうからこういう形でというような話がありますので、我々の会派といたしましては、了とはなかなかしづらい結論が出ていますんで、会派としてはそういう考え方でありますけれども、今後、実際、議会の中でこの形で運営をしていって、やはりこれは、2回同じことを聞くのかなんてというようなことも皆さんの中で共有がされるようであれば、それはそのときに、議会改革はこの間、座長もずっと続いていくものだということで御発言もいただいておりますので、その辺が皆さんと共有ができるような形になれば、そのときにまた協議をきっちりとしていきたいというふうに思っております。意見です。

以上です。

○川畑副座長

御意見ですね。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、それでは、ただいまの案件に関しまして、伊藤座長の説明、提案のとおり御了承をお願いできますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

それでは、次に入ります。

次は、(3)議員定数の削減についてを議題といたします。

この提案は、創政会さんとみんなの党調布さんから提案されております。最初に、創政会、林委員さんから提案説明をお願いしたいと思っております。林委員さん、御準備がよろしければお願いいたします。——はい。

○雨宮委員

事務局の調査で、せっかく常任委員会の開催の状況について資料が出ているわけですが、この問題については、どのタイミングで議論されるのでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

この提案については、方向性はもう定まっている案件でございまして、しかし、各市の特別委員会の状況を調査するのであれば、調査を依頼できたら一緒につくってもらえないかという御趣旨での御依頼がありました。ですから、今後、常任委員会のあり方についても、今の改革というものは、これから先、いろいろな場面で内容を精査していくという、これが前提ですから、いずれの機関にこうしたものが参考になれば、ぜひ参考にさせていただきたいという、あくまでも参考的な資料として、きょうは御配付しているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

それでは、戻ります。

(3)の議員定数の削減についての説明を創政会、林委員さん、お願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。林委員、お願いします。

○林委員

議員定数の削減について、我が会派から御提案をさせていただいておるところでござい

ます。

今、我が調布市議会の現員定数は28名。今、条例というのは廃止されたのかな。昔、条例定数があったときは、条例定数は36あったかと思いますが、現在の人口からして、また全国市議会議長会のほうでも市議会議員定数に関する調査結果というのを出示されていますけれども、そういうのを見ても、決して調布市議会の議員定数というものが極端に少ないとか多いとかいう部類にはなっていないかとは思っております。

ただ、私どもが御提案させていただいたのは、今、厳しい財政と言われる中で、全国的に見れば、まだ財政的にも安定している自治体でありますけれども、やはり行財政改革を厳しく促している我々議会が率先垂範して、みずから範を示すためにも、議員定数の削減をある程度目指していかなくてはならないのかなというふうに思っているところでございます。

また一方で、議員定数削減は書いておりませんが、なかなか議員みずから申し上げにくいことではありますけれども、今、私たちの議員報酬というものは、調布市議会の場合、平成7年以降、たしか15年ぐらい変わっておりません。また一方で、議員年金制度等々も廃止されてきているわけでごさいます、今現在、その過渡期にいる我々はともかくとして、これから二元代表制を標榜する議会の中で、その一方の議会の議員を目指すべき方々、特に若い方々がこれから目指すべき環境づくりというものも一方で少しは考えていかなくてはならないのかなというふうに思っております。

また、議員報酬という名目のあり方、法改正を伴わなきゃいけないのかもしれませんが、地方議員歳費というあり方にしろという議論もあるところは承知しておりますし、さまざまな議論が必要になっているのかなと思っております。

ただ、本題は、やはり先ほど冒頭申し上げたとおり、我々は理事者側に対して厳しい行財政改革を求めている以上、みずから範を示すべきではないかなということで取り上げさせていただいたところでございます。

まずはこの程度で。

○川畑副座長

ありがとうございました。続きまして、高橋委員さんから提案説明をお願いします。高橋委員。

○高橋委員

私どもも定数の削減という形で御提案をさせていただいております。今、創政会さんのほうからも御提案があったところと一部重複はいたしますけれども、今、厳しい財政環境の中で、行政側に対しても、議会として、議員としても含めてなんですけれども、財政の縮減

という形を求めていると。今後、そういった傾向が多分強まってくるだろうと。世の中の流れとして、地域分権だとか地域主権とかという形で、より地方議会という部分の機能が高い位置で求められてくるだろうというような気がしております。

そんな中、今、議会改革のこの会議でも政策提言をもっともっと強化すべきだとか、それに伴って、議会事務局の機能とかという形での人員も含めた形での事務局の強化というような話が出ている。そういった部分というのは、私どもとしても基本的に進行させるべきだろう、推進するべきだろうというふうに思っております。

ですから、そういった部分で、じゃ、今、この環境の中において、そういった機能を強化することによって、例えば人件費をプラスするだとか、いわゆる議会経費というような形で増というものは、今時点で決して求めるべきじゃないだろうというような考え方を私どもは持っております。

さらにもう1つ、今、林委員もおっしゃいましたけども、市民に対する議会として、みずから身を切るといった改革の姿勢を見せておくという部分も含めた形で、定数の削減という形での機能強化、定数の減だけが目的じゃなく、それをすることによって、側面からの強化を図っていく。基本的に現状の議会総経費という部分でのプラスにならないような形で機能強化を図る手法としても、ぜひ検討すべきじゃないかという意味で御提案をさせていただきました。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。両会派から説明が終わりました。この件につきまして、質問、質疑等ございましたら挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

提案者に質問です。議員定数問題というのは、実は基本条例の後段にどこかで出てきたというふうに思いますけれども、まさにその部分での議論、本論かなというふうに私なんかは考えていましたけれども、基本条例の中における定数問題と、今回の定数削減の問題の相互の関係というのは、どういうふうに考えられているんですか。お2人。

○川畑副座長

林委員からお願いします。

○林委員

少なくとも今現在、議会基本条例については、まだ素案が示された段階ですから、まだこの場で申し上げることは差し控えたいというふうに思っております。

もう一度繰り返しますよ。議会基本条例は素案が示された段階ではないですか。今、章

ごとに少しずつやっていっている。緒についたばかりですから、今の段階でそれとの比較検討をまだ申し述べる段階ではないというふうに思っております。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

私も基本的に、基本条例については前回御提示いただいた中で、当然ここに含まれているのは存じ上げておりますけども、これは私どもも提案の段階においては、ここまでのものがまだ議論されない段階での提案でございましたんで、そのところは同様の理解をいただきたいなと思います。

○雨宮委員

まさに基本条例の問題がほとんど念頭になかった段階での提案でしたね。改革提案そのものの全体が。その後、いろいろ議論する中で基本条例をつくりましょうよという合意になって今日に至っているというふうに思うんですよ。

いみじくも先ほど林さんが言われたように、基本条例の議論はまだこれからだということであれば、私はこの定数削減の問題についても、そのところまでペンディングしておいてもいいんじゃないかなというふうに、これは意見ですが。

○林委員

御意見ということですから、あえて答える必要ないんでしょうけど、ただ、これは正・副座長の整理権の中で出してこられた問題ですから、私たちがとやかく言う問題ではないのかなというふうに思っていますけど。

○高橋委員

条例の中には、当然、今から細かく詰めていかなきゃいけない問題が、別に定数の問題だけでなくかなり多くあると思います。これまで議論されていたものでも、まだ明確にガイドラインを示せていない、考え方だけのものも項目としてございますし、それと同様の考え方という捉え方で、ただ、ここまでの議会の検討代表者会議の進行としてこういった形で来ているということで、今時点での私どもの提案の説明としては、今の形で御理解いただきたいというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

今、大変な中での議員定数の削減というお話がございました。確かに今、市長部局でも職員の定数の削減ということをしております。一方で人手は、実際は非正規な方を雇用し

ながらも事務をやっているという現状があります。

私は、多様な市民の意見を持った代表が集う議会にあって、特に調布の場合は委員会中心の主義ですから、委員会で充実した議論ができる人数、委員会中心主義の人数でどのくらいがいいかというような話を讀んだことがございますけども、6、7人から10人程度というような話もあります。4委員会でしたら、そういう面でいけば、私は今ある28名という人数は、ぎりぎり話し合いが十分できるところのマックス。ですから、これ以上減らすことは、今後考えていこうとする議会基本条例の活発な議員活動をしながらやっていくという内容からすれば、削減という方向は、まず充実した議会活動を市民の側に示していくということだと思えます。

議員報酬というのはまた別な問題があると思えます。ですから、議員報酬の多寡についての問題はあるかと思えますが、少数精鋭でやっていく議会というよりも、いろいろな市民の方の自治を実現していくという意味でいけば、私は今の人数で十分、これ以上減らすことは、委員会中心でやっている調布の議会ということからすれば、議論の成立が非常にしにくくなるということになると思えます。もし1委員会1人ということになれば4人の減になりますので、これは大変大きな損失ではないかと思えますので、この考え方に対しては、定数削減ということに対しては、基本的には反対を唱えるものであります。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

まさに、この議員定数の削減というのは、議会改革がいろんな自治体で起こってくるきっかけにもなったと思えます。そういう議会なら要らないんじゃないとか、給料泥棒なんじゃないだろうかというような声があって、議会として危機感を持つので、だったら議会としてどういうふうにしていくべきかということで、議会改革がいろんなところで起こってきたんだと思えます。

そう考えると、やはり議員の定数削減ということは、議会として、議員としてどうやって働くか。それをどうやって市民の方たちに見てもらえるか、見せていくのかということと、まさに裏表の関係になっていることだと思えます。

今、林委員からとか出されていることでは、やっぱり行革の一貫として議会もその範を示すべきということでしたけれども、確かに財政がだんだん厳しくなってくると、もっと調布でやっている今の事業を削減の方向で見直していくということも出てくることだと思えます。そうしたときに、やはり多様な意見を反映していく、いろんな声を図っていくのは議会の役割だと思えますので、なるだけ多様な意見が反映できるように、人数は削減す

べきではないと私も思います。単純に定員を減らすことで歳費を浮かすということだけではなくて、議会としてどう働いていくのかというところと一緒に考えていくべきことだと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

私が何で議会基本条例とのリンク関係に言及したかといいますと、まさに議員定数とはいかにあるべきかという底をついた議論をやった上で、現状の28人から削減すべきなのか、そうでないのかという結論を導き出すべきだと考えているからなんです。

この代表者委員会の中に基本条例の問題が検討テーマとしてない状態であれば、ここでストレートに削減問題というやつを議論することも論理的には不合理ではないというふうに思いますよ。しかし、さっき言いましたように、基本条例というところで、しかもその中にわざわざ定数問題も条項としてあるわけだから、そこで議論した上で、じゃ、本当に削減が必要なのかどうかというものを検討するというのが私は事の筋だと思うんです。

では、あえてこの段階でどうなのかと聞かれば、私も削減には反対です。前回、30名から28名に減らしたときも、足かけで2年ぐらいかな。実質で1年半ぐらいの議論をやった上で、最終段階でも意見は割れていたんですけども、結局、手を挙げて削減ということになったという経過もあるんですよ。だから、それほど重要な問題なわけですよ。せっかくここで今、調布市議会の力量を向上させようということで、皆さん、いろんな角度で一生懸命取り組んでいるわけだから、定数削減だけが市民に貢献するという考え方は、私には到底持てない。

○川畑副座長

ほかにございますか。座長。

○伊藤座長

まず認識が、例えばこの定数削減について、きょう提出者の説明を求めたことに対して、前々回、基本条例の案が示されている、そこにリンクしているので、こういう説明はいかなものかというような部分がありましたけれども、これは全く当たらない話ですね。

それと同時に、基本条例はまずこちらに置いておきます。それはまた次の議論ですから、この提案に至るまでの間、順番がやっどここまで来たかなと。もうそろそろ皆さんの提案を全て審査の俎上に上げてきている時期でありますから、それがたまたま現在になっただけでありまして、それぞれの提案者の意見は尊重して議論していただきたい。まず、これは思います。



そして、例えば基本条例の中身は別として、案を示したということは、全部の内容を示したという意味合いは、前々回もお話ししましたが、1章の部分において、例えば6章、7章、8章、9章、10章の中に関連するとすると、また同じ議論が繰り返されると困るので、それでしたら全体の顔を示しましょうというところからあくまでも示していることであって、極端な話、そこに議会の定数は24名とすると例えば私がそこに書いたら、これは大混乱しますよ。むしろ、そのことについては皆さんの議論を聞きながら、最終的にその案にどういふふうに反映していくのか、そういう議論をぜひお願いしたいと。ですから、提案者に対してそういう質問をすること自体が少し質疑の内容と違ってきているのかなと。このことをまず認識していただければと思って聞いていました。

以上です。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

別に質問を受けているわけじゃないんですけども、聞いているうちにどうしてもしゃべりたくなってきましたので。

これから申し上げることを聞いていただいて、逆にお答えいただけるならまたお答えいただきたいと思うんですけども、前後するかもしれませんが、議会基本条例の素案は、繰り返しになるかもしれませんが、この議論というか、一番最初のプレゼンテーションが出たときに、私たちは議員定数の削減というのを打ち出しているわけですよ。ただ、議会基本条例の素案というのは、全文が出たのがつい先日ですよ。ですから、そこにいきなり持っていくというのは、余りにも乱暴じゃないかなというのが正直なところですよ。

あと、議論の成立には、委員会中心主義だから6人から10人ぐらいが必要なんじゃないかと。ごもっともでしょう。それはいたほうがちゃんと議論にもなりますし、いろんな、多様な意見が集約されて、結論を導き出していくためには必要な人数だと思います。

また、ドゥマンジュさんがおっしゃったのかな、いかに議員活動を見せていくのか、そういうことも大事だし、多様な意見を反映させていくためにということももちろん必要だと思います。自治体は会社とは違いますけども、一般の会社で考えれば、倒産寸前の会社でそんなことをやっている場合じゃないという状況の中でどうなのかなと。表裏一体のバランスの中で、どこで落としどころというか、バランスを保って、定数をどこに落としていくかというのも1つの観点じゃないかなと思ってはいますけども。議員定数を必要な定数ということ求めていく議論の中には。

ただ多きゃいいというもんじゃないですし、少なきゃいいというもんじゃないというの

もよくわかるんですけども、やはり今、行財政改革が厳しく問われている中で、5万、10万の予算でいろいろやり合っているわけじゃないですか。そういう中で、私たちもやはりそういう状況をしっかり把握して考えていく必要があるんじゃないかなということで、あえて御提案をさせていただいたところでございます。

○川畑副座長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

皆様から御意見という形でいただいていたので、私もそれについて意見として申し上げさせていただきたいんですけども、当然、今、御意見があったように、多様な意見をどう吸収していくのか、収集していくのか、反映していくのか、そういったことであるとか、委員会の議論の数の問題も出ています。

ただし、これまでの皆さんの御提案の中で、これまで議論してきた中に、例えば先ほど申し上げましたけども、議会事務局の政策スタッフの機能を強化しようだとか、それから議会広報をもっともっと強化していこうじゃないかとか、議会報告会も実施していこうとか、そういった中で、さまざまに今後プラスして経費を見込んでいかなきゃいけないものもたしかあったと私は記憶しているんですけども、じゃ、そういったものを今この状況の中で、調布市議会として議会経費の増という形を議決していくのかということになった場合に、私は、それは是とできないなというふうに思っておりまして、そういった部分も含めて、先ほどの考え方、議会がみずからという部分の考え方と今申し上げました2つの理由がリンクした形でのこういった提案をさせていただいているんだということをぜひ御理解いただきたいということと、ぜひそういった部分での議論をさせていただきたいという意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

ほかにございますか。井上委員。

○井上委員

会派としてというか、私個人としての考え方も含めて申し上げていきますけれども、当該自治体、基礎自治体、地方公共団体の議員の数を決めるのは、その自治体の条例であると。我々議員が、その当該自治体の中で条例を定められる立場であるというふうに考えたときに、この議員定数の削減についてというのは、当該自治体の中で議論していくということは、要はそこで議論しなければ、国に云々とか都道府県云々ということじゃなくて、そのまちの中で、定数についてふやすという考え方だって当然あるかと思うんです。

それは、地方自治法が改正されましたから、上限の撤廃、あるいは下限も撤廃されてい

ますので、ふやす議論もしかるべきだし、減らす議論もしかるべき。ただし、現状でこういう厳しい経済状況がある中で、歳入についても非常に厳しいという社会状況がありますから、その中で議員定数については削減というような方向性で議論が出されるというのは、それはそれなんだろうというふうに理解しております。

その中で、議員定数削減に対して賛成、反対というのは、それぞれ各会派の皆さんもお考えをお持ちだと思いますけども、議論として、ここで議員定数についてどう考えていくのかということが話されるのは、議論のテーマとしてはありなんだろうというふうに思っています。

その中で、提案会派の皆さんにちょっとお伺いしたいんですけれども、例えば高橋委員のほうからは、議会費として、議会総体のパッケージで、議会予算というのが今後活動がふえてきた場合に議会費が増となればそれは是としないと。だから、その部分については、議員の数を減らして現状ととんとんというような御発言もあったかと思うんですけども、現状で適正な数というんですか、議員定数の適正な数というのが、例えば人口何人に対してこういう割合なのかとか、その辺の議論というのがまずベースにあって、議員定数についてふやす、減らすは別としても、議論していくというのがまずは土台になってくるのかなと思います。

高橋委員が、現状で議会費をプラスに持っていくのはいかなものかという話なんですけども、例えば林委員からも平成7年から報酬は変わっていないという御発言もありましたし、平成15年の選挙から30名が28名に変わったと。そのときそのときの経済状況によって、議会費の増減というのは当然あるかと思うんです。そういういろんなものを内包した中で、今まさにここでこういう議員定数の削減ということをおっしゃっているわけなんでお伺いしたいのが、どういう考え方をもち、何人ぐらいの削減なのか等を含めて、現在お考えになっているところをちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。

○川畑副座長

どちらから御回答……高橋委員。

○高橋委員

基本的に、今、井上委員の質問にありました、今後強化していく中における経費が果たしてどのぐらいプラスになっていくんだとかという部分についても、今時点で私もトータルを把握することは実は難しいというのはもちろんあるんですけども、今、そういった議論に至る前に我々はこういった形で御提案させていただいておりますので、その今の総体経費云々という部分でのお答えは今ちょっと差し控えたいと思います。

我々、当初提案させていただいた中での目安としては持っておりまして、それは単に

——じゃ、根拠はどこなんだという部分を問われると決して明解な答えは持っておりませんが、人口1万人当たり1人ぐらいなイメージで私どもは持っているという、そのイメージだけお伝えしておきます。

○川畑副座長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

基本条例との関係についての私の考えはさっき申し述べたとおりなのですが、いみじくも先ほど井上委員が言われたように、結論としてプラマイ両方あり得るんだと。もちろん現行状態というのもあるんだが。要は、善意というか、お人よしに解釈して、定数削減という問題提起を通じて、定数のあり方について徹底した議論をするというのなら私はわかるんですよ。その結果、どういう結論になるのかはいろいろあり得ると思うんだけど。だから、先ほどの説明だと、提案会派の皆さん方は削減ということが念頭にあるから当然そういう説明になるんだろというふうに思いますけれども、きょうというか、このタイミングなのか、基本条例の議論をするときのタイミングなのかはともかくとしても、いずれにしても定数問題についての改めて現局面における徹底した議論、あり方論は必要だというふうに私も思っています。

○川畑副座長

ほかに。大河委員から。

○大河委員

今、雨宮委員さんの発言にもありましたけど、定数削減という提案でしたので、私も削減には賛成しかねる。というのは、私も議員になった当時、定数30でありましたから、大体7,000人の市民に対して1人かなど。今、いみじくも1万人に1人で結構だという話も出ましたけれども。それで、調布は今、人口微増の状況にある中で、1人の市民を代表する数というのは、前よりも責任が増してきているということです。

そう考えますと、今、監視機能である議会というものが、非常に大きな予算で言えば、それなりの額になるものをそれぞれにきちっとチェックしていくという仕事があるわけですので、私はそういったことをそれぞれの立場で見えていくということからすれば、それなりの多様な目を持った考え方の市民の代表の必要性を感じているので、数のことについては——ただ、この次の提案、委員報酬の廃止とか、そういうものもありますので、人数を減らすということを考えるよりも、経費削減でということであるのであれば、市民が見て納得のいくような報酬のありようの働き方や、それはダブるのかなというふうに考えられるものは厳しく見直しをしていくということは、当然両輪として必要なことだというふう

には認識しております。

やはり議員の仕事とは何か、何が求められているのかというところの話なくして削減ということにはなり得ないのかなと思います。このテーマは市民にとっても非常に関心が高いことですので、やはり問題提起されて、私たちがそのことについてきちっと話し合っていくことも当然必要だというふうには認識しております。

○川畑副座長

はい、小林委員。

○小林委員

私も定数削減等々について、議論することは全然いいんじゃないかと思います。ただ、先ほど高橋委員がおっしゃった機能強化の部分で予算がふえていく、この部分とのリンクはまずないかなと。要するに、市長に対するチェック機能で予算がふえていくことと、そのことによって議員の定数を下げなきゃいけないという話は全く違う次元の話かなというふうに思います。

特に、逆に言えば、やっぱりチェックをするために多様な人の意見も当然反映させていかなきゃいけないし、議員の数、じゃ、どこが正しい数なんだということ、その辺、1万人に1人という単純でいいのか。やはり他市等の状況も比較しながら、本当にこの数で議員数がちょっと多いんじゃないかということであれば、削減もやむを得ないと思いますけれども、その辺の議論を、いろいろ資料を調査、比較しながら議論していくべきかなというふうに思いました。

以上です。

○川畑副座長

はい、林委員。

○林委員

私ども提案会派も、削減というテーマをぼんと打ち出してはいますけども、別にこの場で、例えば意見を述べたからといって、座長提案で、じゃ10人削減とか、そういう話になってくるとは到底思っていない。やはり議論を尽くしに尽くして、必要な人数というものを出していくものじゃないかなというふうに思っております。

私どもは、議員定数の削減とともに、市長、教育委員会が任命、委嘱する各種委員の報酬カットとか、そういう部分も並行して出ささせていただいているところがございますので、これだけを見ずに、全体で議会改革の中の1つとして捉えているということだけ御理解をいただければというふうに思っております。

なお、みんなの党さんとちょっと違うのは、私どもは議会費全体の中でのバランスとし

で考えているわけではございませんので、やはり議会費として、以前も議論がありましたけども、政策法務部門というのはもっと強くするべきだとか、議会事務局機能はもっと強化すべきだという意見を私は持っていますので、それと議会の定数削減という問題は、議論の場というか、ステージがちょっと違うのかなというふうに思っています。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれ議論をまだ続けていくのも必要でしょうけれども、それぞれの思いは提案者を含めて、また、質問者含めて方向性のある議論がされているのではないかと見受けられました。したがって、今までの経緯、そして私どもの考え方をまず示させていただいて、その中で議論をしていただければ幸いかなと思っています。

まず、今までの経緯も含めてお話をさせていただきますと、平成23年の地方自治法改正によりまして、地方公共団体の議会の議員定数については、皆さんの御議論の中にありましたが、上限数を人口に応じて定めている規定が撤廃されたところであります。

調布市議会におけるこれまでの議員定数の経過は、平成14年の第4回定例会におきまして、議員の定数を30人から2人削減し、28人に改定する議員定数条例の一部改正が可決されました。平成15年の一般選挙から施行実施されているところでございます。

こうした中で、皆様の議論を聞いていて、議員定数の改正につきましては、この代表者会議の議論の中で、今ここで合意、決定することは困難であると感じたところであります。

代表者会議に提案されている事項は、まだまだこれからも多く残されておりまして、多くの協議をしていかなければならないことから、この定数削減については、今後の議会改革の大きな課題の1つとして、これから議論をしていきたいと考えているところであります。

しかしながら、今回の議会改革の提案事項として、議員定数の改正提案が提案されたことから、議員定数の改正に当たって、議会として基本的な考え方を座長提案させていただきたいというふうに考えます。

議員定数につきましては、その適正な定数についてさまざまな議論がありますけれども、地方議会における議員定数を議論する際には、少なくとも民意の反映及び説明責任、二元代表制としての議会の権能、自己決定、自己責任等を十分議論した上で判断が求められてきています。

こうした基本的な考え方を踏まえて、議員定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関

して市民意見を聴取するため、参考人制度や公聴会制度を十分に活用するものとしていき  
たいと考えています。

また、議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定に、市民の直接請求があった場  
合を除き、議員または委員会が提案するように努めなければならないものとしたしたいと  
考えています。

端的に言うと、議員定数の改正に当たっては、民意を反映させるため、参考人制度や公  
聴会制度を活用すること。また、議員または委員会みずからが改正の提案を行うことであ  
ります。

ただ、このことを基本とするけれども、今後、この議員定数の改正については、継続的  
に議論をしていくということを全体の総意としてこれからも行っていくという認識に立っ  
ていただければと思っていますので、よろしく御理解をいただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ただいま座長からの提案でございます。質疑等ございましたら挙手にてお願いします。  
雨宮委員。

○雨宮委員

それは、今後も継続して議論していきましょと。端的に言えば、そういうことでよろ  
しいんですね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

そのとおりです。

○川畑副座長

ほかにございますか。井上委員。

○井上委員

確認なんですけども、きょう、第20回の代表者会議ですけども、要はこの間も継続協議  
という形でさまざまなものが次回次回という形で来ていたんですけども、21回に継続とい  
うことじゃなくて、議会として、その辺を教えていただければと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

この代表者会議にはお尻が決まっているということは、皆さん認識のとおりであります。

したがいまして、この議員定数について、この後に行われる議員の報酬の話も高橋さんからありましたけれども、そうした意味合いにおいても、今後の議会のテーマとして議論をしていくという認識でいていただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、ただいま座長からの方向性でよろしければと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。それでは、その方向性でいかせていただきたいと思います。

次に入ります。(4)委員報酬の廃止についてを議題といたします。本日はちょっと長くなりますので、御了承いただきたいと思います。

この提案につきましては、創政会さんと生活者ネットさんから提案されております。最初に、林委員さんから提案説明をお願いし、続いてドゥマンジュ委員さんから提案説明をお願いしたいと思います。林委員さん、御準備がよろしければお願いしたいと思います。林委員。

○林委員

確かにこの件につきましても、我が会派から御提案をさせていただいております。これは、先ほども議員定数のときに図らずも理由を少し述べさせていただきましたけども、プレゼンテーションのときには、二元代表制の一方の市長、また、教育行政機関である教育委員会が任命、委嘱している各種委員については、私たち議員はそれを監視、チェックする立場にある人間である以上、委員報酬は受け取らないという固い意思で提案させていただいたところでございます。

○川畑副座長

以上ですか。

○林委員

簡単におきます。

○川畑副座長

それでは、次に、ドゥマンジュ委員さんから提案説明をお願いいたします。



○ドゥマンジュ委員

これは、三鷹市でも委員会や審議会の議員の委員報酬を見直して無償としています。こういうことを踏まえても、また、市民に説明がつくようにも、二重取りとも言えるようなこうした報酬を廃止するべきと考えて提案しました。

○川畑副座長

提案の説明はお2人からございました。この件につきまして、質疑等……小林委員、お願いします。

○小林委員

それでは、お2人に聞きますが、個別に委員会、あるいは審議会の名称をお願いします。廃止したいところを教えてください。

○川畑副座長

林委員、お願いします。

○林委員

今、ぱつと言われて、すぐ全部思いつかないんで、1つ、2つで申し上げさせていただければ、市長の諮問する機関、また、教育長の諮問する機関として、環境保全審議会、国保運営協議会委員、そのほか等々あるかと思います。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も同様です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨見委員

今の……（「参考までにちょっと私のほうから」と呼ぶ者あり）。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

幾つかありますけれども、その中において、結論は言いませんよ。こういう委員会が該当するのかなというふうに思っていますので、いきたいと思います。

まず、都市計画審議会委員、青少年問題協議会委員、民生委員推薦会委員、次は消防委員会委員、表彰審査委員会委員、環境保全審議会委員、土地開発公社監事、国保運営協議会委員、公民館運営審議会委員などが該当するのかなというふうに思われます。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今の座長の情報提供とあわせてなんですが、行政委員会であるとか、例えば監査委員なんかは対象と考えられているんですか。行政委員会というのは今幾つかあったかもしれませんが、その辺はどうでしょうか。こちらにも、高橋さんのほうにも。

○高橋委員

僕じゃない（「ドゥマンジュさんだ」と呼ぶ者あり）。

○雨宮委員

ああ、ドゥマンジュさん。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私もどこかで線引きは必要かなと思います。監査などは結構回数も多く、常態的にかかわっていると思いますし、私がちょっとイメージしているのは、環境保全審議会ですとか、1日幾らというような報酬が出ていますよね。あと、国保なんかもそのように、今回1年幾らというのから1回幾らというのに変わるようですけども、こうした報酬が出ているところについてはなくしてもいいのではないかなと思います。ですから、どの委員会というところでは、今おっしゃったような監査のところですかというところは、業務の形態を見て、どこかでの線引きというのは必要だとも考えております。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

ドゥマンジュ委員にお伺いしたいんですけど、監査委員は日数が多い云々という今御発言があつて、業務形態ということだったんですけども、そうすると、監査委員の業務形態と、例えばここで言う環境保全審議会の業務形態、たまたま環境保全審議会は1日幾らということなんだと思うんですけども、出る日数が多いから報酬があつてよくて、出る日数が1日だと、それは報酬が二重取りだというような御説明にちょっと聞こえるんですけども、その辺というのはどういうふうな整理をされているんでしょうか。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

これもやっぱり、だから見直しの機会として、どの委員会でどのようなふうに行われているのか。例えば、開かれたら、もしかしたら20分で終わってしまうようなところも今までであったというふうにも聞いていますけれども、そのような形態も見ながら、どのような報酬が適正かというところで、これであったら原則必要ないのではないか。三鷹の見直しのところも少し調査をしながら、議論していく機会にできればと思っています。

○井上委員

だから、要は御提案されているということは、普通に考えると、そういうものを調査された上で、必要があって廃止するべきだということを出されていると思うんですよ。その上で、どういうお考えで、こっちはいいけど、こっちがだめだとか、例えば今、時間の話をされましたけど、例えば〇〇という審議会で、きょうは20分だったけど、あるときは2時間だったりというのもあると思うんですよ。20分だからだめだとか、いいとかというのでもまたちょっと違うのかなと思うんですけど、その辺、どういうふうに整理をされて、この提案をされているのかをちょっとお伺いしたいんですけど。

○ドゥマンジュ委員

場合によってはそういうこともあると思うんですけども、とにかく原則としては、しっかりそこで議論を尽くしていくということが議会から出ているという意味合いであると思います。

市民の中では、いろんな報酬が出ているということが余り知られていないと思うんです。そんなことがあるのというような声がよく聞かれると思いますので、議員としての報酬があって、そのほかにもそういう報酬があるというのは、ちょっとそれはもらい過ぎじゃないのという声もありましたので、あえて今回、ここに示させていただいたので、あり方について、先ほどの議員定数のこともありますけれども、こうした議員報酬、これは大きな削減というふうに出されたように、私は原則、これはなくしたほうがいいのではないかと、いうふうに提案しましたが、これを機会に皆さんで、ここもまたしっかり議論していく機会としていただければと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

ちょっと私のほうから、井上委員さんが質問なされたい趣旨というものは、ドゥマンジュさん、こういうことだと思うんですよ。例をとると、なぜ監査委員さんだとか、そうしたものがこちらには触れられていないんですかと。ここについては、ドゥマンジュさんの説明だと、時間が長いとか、拘束時間が長いとか、回数が多いとか、こういう表現をさ

れていますが、根本的にあるのは、法律で定まっているんですよ。議会から選出して、そこに就任させるという、この法律で定まっているものは、今回、先ほど私が説明した各委員会から省いて表現しています。ですから、そのことだけまず理解をしてほしいんだけど、ただ、法律に違反してまで議会から送り返しませんよということはできませんので。ですから、監査委員さんは、時間が長いからそのまま置いてあるんですというような説明ですと、これは大きな間違いがそこに発生しちゃいますんで、ぜひその辺は御理解いただきたいと思いますね。

#### ○ドゥマンジュ委員

単純に時間が長いからというふうに私は言ったつもりはないんですね。審議会などで議員を出すべきかどうかというところは、私の前から生活者ネットワークとしては、議員は議会という場があって、発言するところがあるので、出なくてもいいのではないかなというような議論もしてきました。そういうこともあつての提案でもありますけれども、時間の長さとか、そういう単純なことを言っているのではなくて、繰り返しになりますけれども、議会としてそこに送り出すことの意味もしっかりと捉え直す意味で提案をさせていただいているので、時間が長いからここはというんじゃなくて、どんな仕事をしているかということもしっかりこの議会で共有を図った中で、そこについては考えていくべきということで提案しています。

#### ○井上委員

先ほどからのドゥマンジュさんの答弁というか御説明が、時間が短いからとかというような御趣旨で御発言されているから、私としてはそういう質問をさせていただいたんです。わかりました。

実際、今、提出会派のドゥマンジュさんのほうから、議会として審議会に議員を出すかどうか云々という発言もあったんですけども、その辺も含めて、この提案というのをどういうふうにお考えになって出されているのか、いまいちイメージが湧かないんですけども、報酬が要らないという話なのか、あるいは議員は出して報酬が要らないのか、報酬があるから議員は出さなくていいのか。今、御発言がありましたけど、議員は議会で発言ができるんだから、そういうところに行かなくてもいいじゃないかというような趣旨の御発言もあったんで、その辺の提案会派の委員さんとしてのお考えというのがどういうふうにとまとめられて出されているのか教えていただきたいんですけど。

#### ○ドゥマンジュ委員

まずは今回の提案したところで、委員報酬の廃止というところで考えていただければと思います。今、付随して思いも話させていただきましたけれども、今はここに挙げたこの

提案で考えていただければと思います。

○川畑副座長

よろしいですか。

○井上委員

はい。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

各種審議会だとか、そういった諮問機関なんかの委員というのは非常勤特別職ということで、報酬の支給のされ方が2通りありますよね。いわゆる年額制のやつと、1日につき、会議があればそれに対応する。私は、自分の勝手な解釈かもしれませんが、今度、国保の運営協議会委員が年額制から単費制というのかな、一日一日に変更するという議案が出るそうですけども、1つは、これはもしわかったら結構なんですけど、年額制と一日一日の支給の線引きというのは一体どういう経過になったのかというのは、私、今把握していないから、もしわかったら教えていただきたいというのが1つ。

それから、2つ目に、一日一日の会議ごとに支給される報酬というのは、私の理解は費用弁償だというふうに理解しているんですよ。議員の費用弁償ということについて言えば、かつては多くの議会で、本来の報酬と別建てで、日当みたいな形でやられていて、それはまさに二重取りだからやめましょうという話になって、調布の議会でも今そういうふうになっていますでしょう。だから、その論理の延長線上に審議会や何かの議員の費用弁償はやめましょうというんなら話は非常にすっきりするというふうに思うんです。

だから、そういう説明が1つあって、それから、各種審議会に議員を送り出すかどうかの問題というのは確かにあるけど、それは混在しちゃうとわけがわからなくなっちゃうから、年額制と単費制というか、その辺がもし誰かわかったら教えてもらえませんか。たしか農業委員もそうだよ。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

私は国保の運協の会長をやっているんで、簡単に御説明しますと、年額制でやっているのが国保の運協だけだったんです。

○雨宮委員

農業委員、違ったっけ。

○井上委員

農業委員会とかは月額です。年額というのが国保運協だけだったので、監査のほうからやっぱり指摘があったというような御説明をいただいたんですけども、それで報酬についてどういうふうに考えていくのか。月額というのものもあるでしょうし、日額というのものもあるでしょうし、今回は日額ということで提案されたと。ここで、今回出される予定の議案が仮に可決されるという話になると、年額の報酬というのが調布市の審議会等を含めてなくなるという理解でよろしいかと思えます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

今、月額という話がありましたけど、先ほど座長が例えばというふうに挙げた中には、月額の委員は含まれていなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

月額という形で報酬が決まっているのが、農業委員会、監査委員会、環境保全審議会、土地開発公社監事、公民館運営審議会委員が月額であります。それで、日額……（「公民館審議会は違う」と呼ぶ者あり）。公民館運営審議会委員は……（「日額です」と呼ぶ者あり）。

○川畑副座長

少々お待ちください。

○伊藤座長

ちょっと資料の手違いがあったようでございまして、日額です。

○大河委員

土地開発公社の監事は、先ほどの参考までにという中で読み上げられたような記憶があるんですけど、そうではなかったでしたっけ。

○伊藤座長

どの委員会がありますかというお尋ねが委員さん同士でありましたものですから、参考までに、私のほうである程度把握している委員会を先ほど御紹介したということでございまして、それ以外にも当然委員会はありますんで、そのことについては、私のほうからは触れていませんが、議会が関係する中においては、おおむねこのくらいが考えられる委員

会だろうと思って御紹介をしたところであります。

○大河委員

ちょっと質問ですけれども、今、聞くと、日額のあれもあるようですけれども、提案された方は、今あった月額の農業委員会とか土地開発公社といったものも視野に入れての提案というふうに捉えてよろしいのでしょうか。どこまでという基準はあって提案されていらっしゃるのでしょうか。ちょっと確認でございます。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私、雨宮さんがとてもすっきりと整理していただけたなと思うんですが、費用弁償として考えるならば1日というので、私のイメージも、1日でするところからまずはという考えでいました。そして、先ほど座長のほうからもありましたけど、法で定められて出ているというところに関しての農業委員会ですとか監査委員というところは、報酬までもそこでどういうふうにやっていったらいいのかというところまでは、私はちょっと今の時点では考えていなかったところです。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

私どもは、先ほど申し上げたとおり、市長とかその辺から委嘱されている各種委員、全体を視野には入れています。ただ、全体としての議論の中でどういうものがということを考えていきたいと思っていますけれども、ただ、その全体としての議論には、先ほども定数削減のところ議員報酬の問題も申し上げました。そういった全体的なところで考えていきたいというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

大体御意見が出たようでございますね。では、座長、お願いいたします。

○伊藤座長

それぞれ御意見も出たようでございますが、まずは私のほうの考え方、そして、先ほどの提案者の中にもありましたけれども、その辺も加味して、2つの考え方を示したいと思います。それぞれの委員会によって考え方を変えるということでもありますので、よろしく

お願いいたします。

まず、委員報酬の廃止に関してであります。私は議員の各種委員の就任については、基本的な考え方がありますが、法令で議員の就任が規定されているもの以外は、原則、委員に就任しないほうが良いと考えています。これは議会として、議会の独立性を堅持していくことにより、より客観的な評価や判断ができるのではないかと考えているものであります。

こうしたことから、市長の附属機関の委員のうち、法令で議員の就任が規定されているものについては就任をしますが、議員の職務の範囲内とみなして、これは無報酬としたい。これは、例えば都市計画審議会委員、青少年問題協議会委員、民生委員推薦会委員。

次に、条例で議員の就任の規定があるものについては、議員の就任規定を学識、市民等に改めて、議員は就任しないものとするという考え方。これに該当するのが、消防委員会委員、表彰審査委員会委員、環境保全審議会委員、土地開発公社監事、国保運営協議会委員、公民館運営審議会委員などが条例を改正して、議会としては就任をしないという扱いにしたらいかがかなと、このように提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

○川畑副座長

ただいま座長から提案がございました。質疑等がございましたら挙手にてお願いいたします。大河委員。

○大河委員

今お話の中に農業委員会の委員というのが入っていませんけど、これは外した……

○伊藤座長

入っていないでしょう。

○大河委員

今、読み上げられなかった……

○川畑副座長

入っていません。

○大河委員

これは法令のときに読み上げましたっけ。そのときにもなかったですよ。そうすると、どういうふうな扱いということになるんでしょうか。

○川畑副座長

少々お待ちください。——小林次長。

○小林事務局次長



農業委員会の委員さんの規定について御説明させていただきます。農業委員会の委員さんにつきましては、農業委員会等に関する法律第12条第2項というのがございまして、その中で、議会が推薦する学識の方が4人という形になっております。現状として、私どもの調布の農業委員会では、そこに議員さんが4名出られていらっしゃるというのが今の状況という形になっているということでございます。

○大河委員

ということは、座長案で言えば、これは廃止というふうに理解してよろしいんですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

そのことは今提案していないですよ。私、まだね。

○川畑副座長

はい、宮川さん。

○宮川事務局主幹

ただいま次長が説明いたしましたのは、市長部局のほうから農業委員会の委員を学識者から4人、議会が推薦してほしいという依頼が来るわけです。それにつきまして、議会側の判断は、議員さんの中からその推薦人を選出しているという内容なんです。したがって、議会の判断で議員さん以外の方を推薦することは可能でございます。現行の法令の範囲内でもそれは可能であるということでございます。

以上です。

○伊藤座長

基本的に議会が廃止をすとかということのものではないと。まずそれが前提。ただ、大きく言うと、例えば市長が議会に対して農業委員会委員を4人推薦してくださいという行為をやめてもらえば、議会は関係なくなっちゃうんじゃないかと思うんですね。ですから、まず議会のほうでこれを云々という問題ではないと。ここを捉まえていただければいいと思うんですね。

○川畑副座長

ほかにもございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

これは要望というか、座長へのお願いなんです。今いろいろな法令規定だとか、条例規定だとか、該当する団体というか、委員会はこういうものにすると一連のものがずっと出されましたけど、その中で議員の報酬を廃止することについても提案というか、

提起がありましたけど、それについて、次回までで結構ですから、一覧表みたいなものにしてお願いできないですかね。法令に関するもの、条例に関するもので委員報酬を廃止するものみたいな形で。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

先ほどの一覧表もちょっと手違いがあったようですから、改めてこの辺は、今、御要望のように一覧表として御提示をして、御協議をいただきたいと思います。

○川畑副座長

ほかになければ、この案件につきましては、今、座長からございましたように、継続協議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

それでは、本日はちょっと長丁場になっておりますので、10分ほど休憩をして、それから議会基本条例に入っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4時10分再開といたしますので、よろしく願いいたします。

午後4時0分 休憩

---

午後4時11分 開議

○川畑副座長

それでは、時間でございますので、会議を再開させていただきます。

(6)議会基本条例についてを議題といたします。

前回、伊藤座長から資料56の条例（案）全般について説明をいただきました。まず最初に、座長のほうから発言がございます。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、基本条例案について、前回、林委員さんから基本条例案を説明した後に御質問がありましたので、まず最初に、そのことについてお答えをいたします。

御質問は、提案申し上げた条例案において、国及び憲法、自治法等との解釈において、整合性、すなわち抵触する事項がないか等が図られているのか、また他の市議会で制定されている議会基本条例と異なる点、特徴点は何かという2点の御質問であったと思います。

まず、1点目の国及び憲法、自治法等との解釈において、整合性、そごがないかとの御

質問ですが、地方自治法第14条において、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることとされ、当然、基本条例案を策定するに当たりましても法令等に抵触する内容はないと認識しているところでございます。

次に、2点目であります。条例案の特徴であります。今回、案でお示しいたしました条例案では、1つ目として、議会改革代表者会議で協議、合意をされた事項の趣旨、目的、方向性を基本としています。2つ目に、条例の骨子といたしましては、市民と議会、市長等と議会との関係を整理させていただき、あわせて議会機能の強化と政治倫理を単独の章として構成させていただいているところであります。次に、災害時における議会の支援を規定しているところであります。次に、条例案では、通常、条例の中では余り見受けられませんが、易しく市民に取り入れていただけるように、ですます調の文言にしています。などが今回、案としてお示しさせていただきました条例案であります。

説明は以上です。

○川畑副座長

ただいまの座長の説明に対してよろしいですか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

確認というか、聞き漏らしたというか、2番目の他の議会との条例との違いということで4点ほど挙げられたと思いますけれども、2つ目をちょっと聞き漏らしちゃったんで、もう一度お願いできませんか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

もう一度申し上げます。まず、条例の骨子としては、組み立て方、市民と議会、もう1つは市長等と議会との関係を整理して、そして、あわせて議会機能の強化、そして政治倫理をそれぞれ単独の章として構成をしていますというふうに説明をさせていただいたところであります。

以上です。

○雨宮委員

わかりました。ありがとうございます。

○川畑副座長

ほかにごありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、よろしいですね。前回、条例（案）の全般について座長から説明をいただきましたので、各章ごとに御意見を賜りたいと思います。

まず初めに、前文を議題といたします。前文について改めて座長から説明を受け、協議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、前回全ての条例案を説明させていただきました。これから、それぞれの御意見、そして議論をしていきたいと思っておりますが、改めて議論をする場所になるところを説明させていただき、そして議論に入りたいと思っておりますので、まず、きょうお示ししています前文についての説明をもう一度させていただきます。

前文では、社会背景を踏まえ、真の二元代表制を確立するため、議会の使命と決意を述べているところでございます。議会は多人数の合議制の機関といたしまして、市長は独任制の機関として、それぞれ特性を生かし、市民の意思を反映させるために、競い、協力しながら、市としての意思決定を導くという共通の使命を述べています。

また、議会と市長は役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあること。このため、議会は市長の政策決定や事務執行の監視、評価を行い、政策の立案や提言を行う機関であることが求められていることを記述しています。

また、議会はその権能を十分に駆使して、論点や争点を市民に明らかにし、住民の意思を行財政に反映させなければならない責務もでございます。そのため、住民の代表である市議会は、住民の意思を正しく酌み上げ、市の行財政運営に反映をさせなければなりません。

さらに、議事機関である議会が政策立案機能を果たし、重要施策の企画立案等に議会として主導性を発揮し、住民から信頼される存在にみずから変えていかなければなりません。

こうした認識を市民とともに共有し、安心して安全に、いつまでも住み続けられるまちづくりを進めるため、議会の最も基本となる条例を制定するものとしています。

前文の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

なお、同時に議論をしていただきたいと思います。先般16日に、共産党さん、元気派さん、生活者ネットさんの3会派の委員さんから前文について代替案が提出され、本日その写しを配付させていただいております。つきましては、この代替案についての提案説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川畑副座長

それでは、代替案についての提案説明をどなたかお願いしたいと思います。雨宮委員。

○雨宮委員

どうもありがとうございます。私のほうからは、この修正提案についての概略の説明を

させていただいた上で、補足的にあとお二方から発言をしていただけたらというふうに思っております。

今度の前文についての修正を提案したその概要についてなんですが、4点考えています。1つは、議会の役割について、時代背景なども含めて加味をしたと。これは傍聴されている方のアンケートの中にもそういったことを述べられた点がありますけれども、そういうものも勘案しまして手を入れたということでもあります。

それから、2つ目としては、市民参加、これを明文として規定するということですね。市民の声を反映する、あるいは情報として酌み上げるという趣旨のことは多々語られておりますけれども、市民参加による双方向の議会運営というところがいま一つはっきりしないのかなという印象を持っていますので、それを加えようとしています。

それから、3つ目、これは技術的な問題といえますか、内容的に重複している部分が何か所か見受けられましたので、そういった要素については整理をしてみたいということ。

それから、4つ目ですけれども、この表現がどうかよくわかりませんが、いわゆる文法的にいう形容的、あるいは副詞的な用字法の部分については、思い切って整理をしてみました。

以上の要点に基づいて、具体的に説明をさせていただきます。

まず、修正提案の資料60をごらんいただければと思っておりますが、このアンダーラインの部分追加なり修正した部分です。

なお、原案の削除した部分については資料60には反映されておられませんので、その部分については口頭で説明をいたします。

まず第1に、原案のほうでは、議会の役割として、上から3行目になると思いますが、「市民の負託に応える責務を負っています」というふうに記述されておりますけれども、ここを「応える重要な役割と責任を担って」、この「担って」の部分はアンダーラインがありませんけれども、「担って」までが修正部分です。というふうに変えたいと思っております。

それから、ずっと行って、調布市として最良の意思を市政に的確に反映させることが必要ですと。次の「また、市長は執行機関」云々というくだりです。市長のことについては、あえて議会基本条例の中で述べる必要もないのかなという思いから、そのところを、むしろ議会が合議機関であるということや、「近年の地方分権の推進により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています」と。まさにここが今の地方分権の時代の流れ、あるいは時代背景から来るところの議会の役割ということを改めて鮮明にして強調したということでもあります。

「このため、調布市議会は、住民自治及び団体自治」云々というくだり、正味3行ちょっとの部分、「住民自治」から「独立・対等の立場において」というところまでを削除して、「調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに」というふうに、短縮と言うとおかしいんですけども、こういうふうにいたしました。

それから、その次に、「政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています」の次に、「また、議会は、その持てる権能を駆使して」というところについては、その次のアンダーライン、「公平性、公正性及び」云々で「政策提言や政策立案を積極的に行っていくものです」としました。

そうしたことを踏まえた上で、「こうした認識を市民とともに共有し」というのは原案どおりですけれども、「持続可能な自立したまちづくりを行い、議会の使命を果たすため」といたしました。ここは「水と緑と賑わいのある調布のまちづくり」云々から、「目指し、ここに」までのところを、この「持続可能な」という言い回しに変えました。

以上が中身の問題ですが、重複という部分についてちょっと補足的に言っておきますと、一番最初の3行、「二元代表制の下」というところと、それから1段落置いて、「また、市長は」というところがあつて、ここは、さっき言いましたように、このところが同じような規定なのかなという受けとめ方をしましたんで、整理をしたということをおきたいというふうに思います。

私のほうからは以上ですので、あと補足があれば。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

雨宮さんが説明をしてくださいましたが、ここで、修正案では、やはり市民からの情報提供だけではなくて、より市民参加を進める中での市民からの声をしっかりと聞く、それを反映させる議会というところと、あとは議員の中での活発な議論というところの2つを盛り込んでいます。

これは、今、議会改革でナンバーワンとされている流山市の議会基本条例ですとか、東京都でまず第1番目にできた多摩市の条例、また、最近つくられているような条例を見ますと、ほとんどこの2点は必ずと言っていいほど入っています。

また、先日、多摩市で行われました議会報告会に行った折にも、那覇の市議会の方も傍聴に来ていましたけれども、最後に議会報告会を見た感想として、いろいろ先進的なところを今議会改革を行う中で回っている中で、大変大きな間違いをしていたことに気づきましたという発言で、やはりこの2点、市民参加を進めて市民の意見をしっかりと反映する

議会になっていくというところと、議員間の自由討議をしっかりと行っていくというところを入れるべきだというふうに認識しましたというような御意見も述べていました。

今この時期に議会基本条例をつくるのであれば、調布の議会条例をあらわすためには、やはりこの2点をしっかりと前文に入れることが必要と思い、ここの「公平性、公正性及び透明性を確保し」というところに入れて提案させていただきました。

以上です。

○川畑副座長

それでは、前文について御意見等がございましたら伺いたいと思います。挙手にてお願いいたします。ございませんか。林委員。

○林委員

いきなりきょうここで、この文案を示されて、質問ありますか、ございませんねというやり方を言われても、それはちょっと困ってしまいますんで、やはり当然の流れとして、この場では質疑は出てくるかもしれませんが、持ち帰らせていただくということを前提にさせていただきたいなというふうに思っていますけど、いかがでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

持ち帰りはもちろん御提案であれば結構ですけれども、それぞれ私どもで出した案、今、修正で出された案、何かポイント的に、こういうことはどういう意味をあらわしているのかとか、例えばそういう意見交換、または議論はぜひしていただければなと思うんです。それを参考に各会派がお持ち帰りいただくという、これがやはり少しでも早く物を進める段階では必要なのかなと思いますが、全く議論がないとすれば、両方すばらしい、じゃ、どっちにするんだと、じゃんけんぽんというふうにいきませんので、ぜひその辺は御理解いただければなと思いますね。

○林委員

今、副座長が進行の中でおっしゃられたのは、この共同修正案についての質疑ということで私は理解していたので、それについて物を申し上げたんで、御理解をいただければと思っています。

○伊藤座長

当然、理解はしていますんで。

○川畑副座長

意見交換の場でございますから、皆さんから御意見を賜ればと思いますが、忌憚ない

御意見をお願いできればと思いますが。はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

提案者としては、提案したものが最良だろうと思って提案はしていますが、それぞれ物の言い回しだとか、重複しているのではないかと、市民参加を明文化したほうがいいんじゃないかと、やはりそういった基本的なところのお考えのもとに、こうした修正案が出されているものと認識しています。ただ、基本的にアンダーラインを引いたところが特に述べたいと思っている部分ではなかろうかなと思うのと同時に、私どもで提案しているものについて、重複しているからここはそっくり3行半カットしてどうだいというのも、そこら辺をお互いに合わせて最終的には合意を得る内容としていきたいと思っていますが、雨宮委員、いかがでしょうか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

もう少しね。最初も言った重複というのは、最初の部分の二元代表制のうたい方はいいと思うんですけども、だから、二元代表制のもとでの議会というのはどういうものかという点で、この合議制による機関だと、これはもちろんうたい込んでいいと思うんですが、市長のほうについて、あえてここで展開する必要はどうなのかなという思いがありまして、修正案ではここは削らせてもらいました。

それから、「調布市議会は」の次からの「住民自治及び団体」云々かんぬんなんですけど、当たり前といえば当たり前なんですけれども、ただ、ちょっと気になったのは、「国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち」というくだりについてなんですが、住民自治、団体自治も、さっき上で言っていた二元代表制というところといわば重なる部分ではないのかなという感じはしたんですね。

それから、その次の「国や政党等との立場の違いを踏まえて」というのもこういう基本条例の中に書き込むのはちょっと違和感があるなというふうに考えてここは削除して、市議会の仕事というか、政策立案と監視機能、そして提言ということにシンプルに整理、記述をさせてもらったということです。補足的に言えばそんなことでしょうかね。

だから、これはあくまでも私どもの3会派というか3人で知恵を絞って、一応まとめて提出させていただいた案ですから、これについて当然、座長提案の原案とあわせて皆さん方にたたいてもらうというのはこういう場じゃふさわしくないね。議論していただいて、最終的な成案が得られればというふうに当然思っていますので、よろしくお願いします。

○川畑副座長



井上委員。

○井上委員

もんでほしいというようなニュアンスだったんで、ちょっと質問なんですけど、読ませていただいて、いいとか悪いとかと評価云々というのは全然するつもりは全くなくて、読み方としてどういうふうに理解すればということでもちょっと御質問させていただきたいのが、前文と書いてあって5段落目、「公平性、公正性」云々というところなんですけど、これは多分新しくこの下線部を全部入れられたと思うんですけど、主語がよくわからないんですよ。これは、主語は何なんですかね。要は、「市民への情報提供と共有化を図り」というのが何にかかっているのがよくわからなくて、そういう主語のところはちょっとわからないというのが1点教えていただきたいのと、あと、最後の段落の下線部の後ろの「調布市の議会の最も基本となる」と、これは「の」はたまたま入っちゃっているだけなんですかね。済みません、その2点を教えてください。細かくて申しわけないんですけど。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

これは原文のまま「調布市議会の」です。これは「の」が要りませんので、削除をお願いいたします。

○川畑副座長

今、井上委員から御質問の主語について。雨宮委員。

○雨宮委員

あえて言うのであれば、やっぱり「調布市議会は」でしょうね。市議会は公平性云々を確保し。だから、ここはアンドですよ。確保アンドわかりやすく。

○井上委員

わかりました。要は、読んでいて「このため、調布市議会は」というこの文からいくと、恐らく調布市議会が指しているんだろうというふうには類推するんですけど、前文として進めていったときに、句点で終わっているから、その後で「公正性、公平性」云々という話のときの主語がなかったんでお伺いしたんですけど、類推のとおりだったんで、じゃ、それは追加されるという理解でよければ。

○雨宮委員

段落がえもされていることですから、まさに日本語的には御指摘のとおり、「公平性」の前に「調布市議会は」と挿入してもらったほうが、よりベターかなと思いました。

○井上委員

そうすると、また前もって言いますけど、別に異議を唱えるものでは全然ないんですけども、多分、こういう文法の話だとかということとをここで議論していくのかということ、ちょっと違うのかなという気もするんです。かといって、座長提案が出されて、それに対して3会派の方が共同提案でこういう形でということを出されてきて、先ほど林委員のほうからも、きょう出されて、じゃ、これをまず会派に持ち帰ってというようなことだったんですけども、進め方として、いきなりきょう出てきて、これはだめでしょう、こっちがいいでしょうなんていうことはとても申し上げられないんで、今回出されたということで、それはそれとして、どういう形で織り込んでいくのかとか、すり合わせをしていくのかというのを整理していただけると、非常にありがたいなというふうに感想として持ちました。意見です。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

これを出した経緯というのは、基本条例の素案が出された際に、議論を進めるに当たって、もし何かそれに対して意見がある場合は、必ずその対案をというお話がありましたので、何か示さないと、かっかっかっというふうに、議論の話がなかなか見えにくい部分もあるのかなということで、とりあえず今回間に合うようにということをやったんですが、やはり前文というのは、全体をあらわしているそれなりに意味の深い部分だと思いますので、おっしゃるように、一言一句精査しなきゃいけない部分でもあると思いますので、ある種の起草じゃないですけど、作業というものについては、単に話しているだけでもなかなか難しいかなというのは、自分たちもやっていたそう思いました。

やはりいろんな議会の基本条例の前文を見たりしながら、うちにとってどうなんだろうとか、こういうほうが市民の人が読んでわかりやすいんじゃないかというふうな議論をしながらそういう作業をしないと、これはなかなかできないことだなというのを改めて感じましたので、やはりひとつ、そのやり方、進め方についての話し合いが、条例というのは今までのやりとりとは別に考えて一工夫していく必要があるんじゃないかなと私もやっていたので、そのことについて少し議論したほうがよろしいんじゃないかというふうに私も思います。

○井上委員

意見なんですけど、例えば、この前文の2段落下、「議会は合議制の機関として」というところで、元案でいくと「多人数による」というのが入っているんですね。出された修

正案では「多人数による」というのがカットされているんですよ。多分、こういうのを進めていくと、先ほど4点、雨宮委員のほうから時代背景等を盛り込んだとか、市民参加を明文化した、あるいは重複の部分を消した、あるいは文法的、形容詞、副詞的なものを整理したということなんですけども、その4つの中で、これは意見というか提案なんですけども、特に市民参加を明文として規定に盛り込んだとか、そういう部分でプラスの部分というのはわかるんです。形容詞的、副詞的部分というところの議論というのは、例えば修正をされた方の感覚というのももちろん理解しますけれども、1つの案としてここに出されているわけで、そうすると、一から議論していくと、「多人数による」というのが何で消えたんですかと、私なんかはそこから気になっちゃうんですね。

なので、やはりそこについては先ほど座長もおっしゃっていたと思うんですけども、お互いの歩み寄りというのをどこに一致点を見出して、その一致点を見出す議論の先を感覚的に踏まえながらとか捉まえながら進めないと、多分、前文で5回とか6回とかという話になっちゃうような気がするんで、その辺が、例えば提案会派の方々が、今後、これが1条、2条、3条というふうに進んでいく中で、どうしてもここはこういう理由で消しましたとか、あるいは、ここはどうしても入れたかったから入れましたとかというような話で進んでいくんだったら、まだやりとりとして非常にスムーズにいくのかなというような印象を持ちましたという意見です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今の意見に対してのあれなんですけど、もちろん修正を出したからといって、これで絶対でなきゃだめだというスタンスではありませんよ。だから、当然、中には、敗者復活というのは変な表現だけど、復活させても折り合いはつきますよという部分もありますから、それはやっぱりこの全体の、あるいは座長の意向を強く踏まえながらということになると思います。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

例えば、こういう議論を少し皆さんから、もちろん対案が出たときのみになると思うんですけども、あとは原案を議論していただくことになるんだと思いますが、基本的に少し議論していただいたものを、例えば私どもが預かって、このことが反映をできるのか、差しかえができるのか、むしろ私がある程度考えて、それをお示しすると。そして、例え

ば、こうして対案が出たところについての時代的な背景はどこに出ているんだよと、我々  
が書いたのはどこも出ていないですねというような議論にならないように、それは差し込  
む。もしくは、例えば「負託に応える責務」なんていうものを「重要な役割と責任を担っ  
ています」というようなところに原案を差しかえていく。それを提案して煮詰めていくと  
いったほうが、むしろ2つをどっちがいいとか悪いとかという議論をしていると、これは  
もうおさまり、私は自信を持って出していますから、皆さんも自信を持って出しているで  
しょうから、この辺は歩み寄りがなかなか難しい。すなわち、どうでしょう、皆さん、お  
持ち帰りいただくことは十分お持ち帰りいただいて結構なんですけれども、これを預から  
せていただいて、こういう対案が出たことは皆さん十分認識をしているわけですから、こ  
れをどうこちらに反映がされたのかという部分において、次回、提案をさせていただくと  
いう。

○雨宮委員

そうしますと、その場合に、提案者というか、私たち提案した側としては、この点につ  
いては譲りませんよみたいな、この部分については、あるいは部分というか、こういう内  
容、ポイントについてはということについて、じゃ、きょうの段階で明らかにしておいた  
ほうがよろしいんでしょうかね。そういうことで発言をさせていただければ、そのことも  
考慮というか踏まえていただいて、座長のほうで次の提案。

○伊藤座長

そこをまさに議論してほしいんですよ。その議論に対して、例えば雨宮委員さんの、こ  
こが気に入らない、だったらここを変えてもらいたいというような意見が出ます。しかし、  
林委員さんのほうから、それは置いておいてくれという意見が出るかもしれない。そうい  
うものを聞きながら私は成案としてまとめていきたいということを提案していますが、い  
かがでしょうかね。

もしお1人だけの意見であれば、それは当然お1人の意見として大きく受けとめなきゃ  
いけない。皆さん、異論がないという意味合いにおいてはね。

○雨宮委員

先ほどの冒頭の説明でも、概要というかポイントの2つ目に強調しましたけども、最大  
のポイントは市民参加という、直接「市民参加」という言葉を使うかどうかということよ  
りも、ここで言えば、情報の共有化とあわせて市民との対話、ここが市民参加の部分。

今、調布の市議会の努力としても、議長アンケート、はがきをつくったり、それから、  
さっき幹事長会議の報告があった行政が行う市民意識アンケートの中に議会に関する質問  
を1項入れたりとか、また、議会報告会に向けていろいろ努力されていると。その中でも、

いわゆる公聴という要素も議長が必要と認める範囲においてというか、そういうことに含まれますよというようなことも言われておりますから、現在、市民参加が全く棚上げされていると言うつもりはありませんが、それを条例の中により明確にうたい込む、しかも前文の中に。という意味合いで、ここで言っている「市民との対話を重ねるとともに、議員間の活発な議論」というのは、言うまでもなく議員同士の自由討議のことですよ。そういう意味合いなんです。だから、その要素は、私としてはぜひとも外さないで入れていただきたいというふうに思っています。あと、そちらのお2人。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私は今、雨宮さんがおっしゃってくださったところももちろんです。そして、3段落目、「近年の地方分権の推進により」というこのくだりも、やはり今なぜ議会改革が必要で、こういう基本条例が必要なのかというところの時代背景というところでは、ぜひこども押さえておくべきではないのかなと思いますので、これもぜひお願いしたいと思います。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

意見としては大体同様ですが、私は、本来的にわかりやすいという面で言えば、「市民参加」という言葉を入れることがより明確ではないかと思いましたが、いろんな意見もあったので、「自由討議」とかそういう言葉ではなく、割とイメージできる表現になっておりますけれども、意図しているところはそこであるということ。いただいた文書の中にさまざまのことが書かれておりましたけど、今の地方議会で何のために議会改革が進められているのかということをしてできるだけ端的に述べるような文面であるということ。やはり、行政は自治基本条例をあれしていますが、時代が変わっても、この間の多摩を傍聴してもわかりますけど、本当に背骨の基本となる条例、法でありますので、できるだけその中にはシンプル・イズ・ベストということで理解できるような内容のものがよろしいのではないかと思った末に出した案ですので、あとは皆さんで調整してということだと思います。

代案をということで非常にタイトな中で話をして出してくておりますので、やはり時間はそれなりにそれぞれにかかっていくのではないかなというふうに私は認識しております。ほかの会派の方も、いや、このもとでもなし、またこの案でもなしということもあるのであれば、やはりそれなりにお互いに出し合って進めていくことも必要ではないかなというふうには思います。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

今、皆さんが議論している間に一生懸命、稚拙な頭を絞り込みまして御提案を拝見させていただいていたところなんですけども、幾つかここが足りないなという提案を、まことに僭越ではございますけども、申し上げさせていただけるならば、時代背景の中でということで、「近年の地方分権の推進により」云々という言葉がありますよね。それはごもっともなんですけども、なぜ地方分権の推進が進んできたのかとか、そういったところがもう一步説明がないのかなというのが1つ。

あと、その後、これは御提案というのではなくて座長案のほうにかかっちゃうのかな。済みません、ちょっと雑多になっちゃいますけど、よろしいですかね。

○伊藤座長

はい。御意見で。

○林委員

意見として、市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価、政策立案云々というのはごもっともだと思うんですけど、その前に、基本的な方針を議決するという言葉がちょっと見当たらないなと。それがどこに包括されているのか。包括されているならされているでいいんですけども、そういうのがあればなおいいのかなと思う。

あと、修正案の中で、あえて議会基本条例の中で「市長は執行機関であり」云々というのは別に入れなくてもいいんじゃないかというお話でしたけども、二元代表制のもとで市長と議会が対等な関係云々というのをどこで示されているのかなとか、率直な、済みません、ちょっと言葉足らずなんですけども、そんなことも思いました。

あと、さらには、言葉の整理の中で、「必要です」とか「行い」とか、そういう断言する言葉というのは「目指す」とか「求められる」とか、やはりそういう言葉に変えていくべきじゃないかなというふうに私は個人的に率直に思いました。ちょっと雑多な、脈絡のない意見ですけども、とりあえず拝見しての感想でございます。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

私もちょっと生意気かもしれませんが、意見として今気づいた点だけ、せっかくなんで申し上げさせていただきたいなというふうに思うんですけど、私も順不同になって申しわけないんですけど、原案にあった市長と議会というのは、二元代表制なんだけれども、

「それぞれ異なる特性を生かして」云々というようなところというのは、私は、誰に見せて、それを市民に見ていただいて、市民に理解していただくというようなことが多分目的に入ってくるんだらうと思うんで、そういう意味合いにおいては、そういったわかりやすい、易しい表現というのは置いておいたほうがいいのかなのかなというのが1つ。

それから、今のそこの中で、「議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性」と。これは特性なんだろうかと、細かいところで申しわけない、ちょっと気になりました。

それから、4段落目、「このため」のところ、次の行、「政策立案及び政策提案を行う機関となることが求められています」。その次の段落には、3行目なんですけど、「議員間の活発な議論により政策提言や政策立案を積極的に行って」。あえて「政策立案及び政策提言」と最初に言っておきながら、次には「政策提言や政策立案を行っていく」って、これは何か意味があるのかなというようなところが気になりました。

それから、済みません、雑多に言っちゃいますけど、また戻っちゃうんですけど、頭の1行目のお尻、「二元代表制の下」と書いてあって、その後の、さっき申し上げた段落のところ、「市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと」というのは何か意味があるのかなというのがわからないというところです。

それから、先ほど雨宮委員が特にここだけはおっしゃっていた市民参加の中に、双方向ということ強調されていらっしたんで、その部分というのは、これまで議論してきたことと今後ここに織り込む内容とで多分また議論になっていくんだらうというふうな気がするんですけども、市民との対話を重ねるといって表現を市民に見せた場合に、市民はどんな形でその対話の具現化をしてくれるんだらうというのがきっと疑問になってくるんじゃないかなという気がいたしますんで、この部分については慎重な対応が必要かなというのを感じました。意見です。

○川畑副座長

御意見をいただきました。大須賀委員。

○大須賀委員

話の進め方なんですけども、今までのやりとりを参考にすると、この基本条例をきょうのような話し合いでやっていたら膨大な時間がかかると思うんですね。そこで、やり方なんですけど、例えば今回、最初に3会派から出ていますよね。ほかにも同時に出してもらって、まずそれぞれが説明。一周説明した後、何か質疑があるんなら質疑もしてもいいでしょうし、あと、てにをはだとか接続詞だとか、文中の表現については最後のまとまった成案の段階でどうするかというのをやっておいたほうが効率はいいかなというふうに思い

ます。

あとは結局、修正のポイントがありますよね。雨宮さんが言っていたように修正のポイント。基本的には段落ごとだと思うんですけども、その修正のポイントごとに各会派が持ち帰った後でもいいんですけども、また持ってきて、それがある程度賛成なのか、ちょっとどうかなというようなことも集約した後、正・副座長でまた次の第2案、第3案をやっ  
ていかないと、そのたびごとに持ち帰ってつくってくるというのは膨大な作業なので、その辺、整理してやり方もやっていったほうがいいかなというふうに感じました。

以上です。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

条例案は資料56で配付していますね。まず、前文の中で今いろいろと議論されて、代替案も出てきているんですが、例えば説明として一番右のところに分けていますね。この部分はこれを説明していると。そこの中において、こういう表現は要らないとか、これをそっくり削除してこれに入れかえてもらいたいとか、例えばそういう対案という形で扱いはできませんでしょうかね。

○高橋委員

全体をですか。

○伊藤座長

全体を動かしてしまうんじゃないかと。対案として、こうやって全体を動かすんじゃないかと、どうなんだろうかなと思いつつ、全体的にはいいんだけど、重複していたり、もしくは表現が少し足りないんで、市民参加を明文化してもらいたい、時代背景を入れてちょうだいよ、そして形容詞その他整理を少ししていただけないかというようなことが先ほどの趣旨ですよ。

そうなってくると、最初は前文で、ここにも書いてありますが、とりあえず私どものほうの表現としては、やはり社会背景を踏まえて真の二元代表制を確立するために議会の使命と決意を述べているんだよと。だけど、述べ方が足りないじゃないかというような、例えばそういうことだと思うんですね。

そして、次の脈絡に行くと、議会と市長はそれぞれ特性を生かして、市民の意思を反映させるために、競い、協力しながら市の意思決定をしていくんだよというようなところがこういう形で書かれています。その中には、先ほど林さんから意見がありましたけれども、ここで議論することはないと思いますが、例えば議決というものが明確に書いていないと



ということだけでも、もう少し易しく伝わるような形、意思決定を導く市長と議会は共通の責務を負っているんだという部分に置きかえて、そうしたものを表現しているということがこちらにあらわしているというような感覚で見ていただくとすれば、きょう出されたこのことがここに反映をして、私は次に、物によっては多少また大きくかもしれない、そうした中身を変更しながら再提案、再提案をする。1回、2回ぐらいで方向性が出ればいいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

これ、やってみるとわかると思うんですけど、なかなか時間のかかる話で、それに、やっぱり本当に議論の基本となることですので、逆に言えば時間をかけなければいけないところなのかもしれないというふうに思うように至っております。

ですから、非常にタイトな中で、やっぱりみんなでこういう作業を次までに、次までにやっつて、本当にばんばんばんいけるものなのかなというのは、やってみてなかなか難しいと思うので、やはり作業部会じゃないですけど、何かしらのところはあってもよいような気もいたします。

○伊藤座長

御意見は十分尊重したいと思いますが、今までの経緯を含めて、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。もとの議論に戻るということになりますと、このことがむしろ倍に時間をかけていくような形になってしまいますので、時間をかけるということは、それは時間の長さではなくて厚みもあると思います。深みもあると思います。そうした意味では、ぜひ御理解をいただいて、議論を進めていきたいということで皆さんに私はお願いをして今日に至っているというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

座長からの先ほどの御提案なんですけども、せっかく座長が御提案されたので、うちとしては前向きに捉えたいと思いますけども、できれば、もとを、ここを削除してどうのこうのとさっきおっしゃってましたよね。それをやるに当たっては、手で書いていたら自分の字が汚くてよくわからなくなる部分もあるんで、ワードのファイルとか、そういうも

のをいただくと非常にやりやすい部分があるなというふうに思う（「データということ」と呼ぶ者あり）。データですね。データでいただけるとありがたいなというふうに思うんですが。たたき台となるものを。いかがでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

データでお出しをすることは可能だと思います。そしてもう一方、対案もデータでいただきたいというふうに思うんです。これは、その内容によっては大変なミスを犯してしまう可能性がありますんで、打ちかえたりなんかするときに、てにをはで表現が変わっちゃったりしますんで、ぜひそうしたことも起きないように、データでお互いにやりとりをするということ。ただ、基本的には事前にそうした調整を含めてもし行えるのであれば、対案を出される会派は、ぜひそうした意味では汗をかいていただければと思いますね。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

別に異議があるという意味じゃないんですけど、私は、前文の部分がじっくりと検討されて、ここがおさまれば、あとの条文というのはそんなに意見の食い違いというのは出てこないような気がしているんですよ。だから、そういう意味でいうと、きょう初めて、私たちが木曜日ぎりぎりまで作業をやって、金曜日に座長にお渡しして、それできょうですから、それはそれで結構大変だったんですけど。

だから、さっき言われたように、きょう、この私どもの修正提案に対して一定の議論、原文も含めてやりとりがされていたというのが1つと、それから、先ほど来、井上委員や林委員からも持ち帰って会派としての検討をということがあったと思うんで、やっぱり次回それを持ち寄って、それを最終的に座長さんのほうで調整して、再提案みたいな形にしてもらえれば、ちょっと初動で時間はかかりますけど、そして、そこが何とかおさまれば、あとの条文のほうについてはそんなに大幅にこうだあだにはならないような気がしますんで、そこのところはちょっとよろしく願いできたらなというふうに思っています。

○伊藤座長

皆さんからそうした異論がなければ、そういう方法を提案されていますが、私としては、きょうお出しいただいた、また皆さんから御意見を出されたそのことに対して、座長案としてもう一度このことを整理し、お出しして、そのものを議論していただきたい。その中

においては、まるきりこの部分を削ってちょうだいというような議論になってくると、これはまたなかなか大変な部分が出てきますんで、いかがでしょうか。もう一度皆さんで持ち寄って、それを私にということにするのがいいのか、私がきょうの意見をまとめたものを修正案としてお出ししたほうがいいのか、ひとつ御意見を頂戴したいと思いますが、いかがですか。

○川畑副座長

大須賀委員。

○大須賀委員

今の座長の提案は、3会派以外がなければそれでいいんでしょうけど、3会派以外もあれば、時間的にちょっと厳しくないですか。それか、今、早急に出してもらうか。そうしないと、3会派だけのを持ち帰って、また修正を図るんですよね。検討するんですよね。次に持ってきたときにまた3会派以外が出して……。それをさっき私が言ったんですね。一応出してもらって、それでまとめて、修正なら修正、努力なされたほうがいいのかと思うんですけど。残りの会派の方がなければいいですよ。

○川畑副座長

今、大須賀委員からございましたが、この場で3会派の方からは資料60ということで出されておりますが、ほかの会派の方で一度持ち帰って修正文、あるいは対案を出されることがあるのか、あるいは今、座長からありましたが、今までここで出された御意見を交換された部分を一度座長に預らせていただいて、次回に改めて座長案として提示され、それを議論していただくのかというところがございますけども、皆さんから御意見ございましたら……座長。

○伊藤座長

申しわけないんですけども、前回、この全文を配付させていただいて、次回、前文から始めますよと。ついては、もし対案をお出しになる用意があれば、対案を用意しながら議論を進めてください。このことを申し上げますので、私はこの3会派以外にこの前文についての修正案は今のところないのではないかと。

しかし、私が出した案について、こういう表現は少し変えてもらいたいというような議論は当然あると思っています。ですから、このことについてもう一度そういう対案をお持ちくださいというのもちょっと違うかなと思うんですけどね。

○川畑副座長

はい、林委員。

○林委員

私どもは基本的に座長提案をもとに修正を図っていききたいというふうに考えているので、それで先ほどのデータをいただきたいというふうに申し上げたつもりだったんです。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今、林委員がおっしゃったような手法でも結構なんですけど、ただ、基本的には今ここで代替案を出していただいて、それに対しての意見と、それから座長案として出されたものについても含めての意見として、ここの場で皆さん発言なさったんじゃないかなと私は理解しておりますので、とりあえずは前文だけです。ですから、その部分については、今、座長がおっしゃってくださったように、座長案として次回修正案をお出しいただくという形で私どもとしては異論がございません。

○川畑副座長

前文について、今、林委員と高橋委員から御意見が出されましたけども、今この部分で前文についていろいろ議論をいただきました。そこを一度座長のほうに預らせていただいて、それを加味した座長案をまた提示していただく、それを議論していただくという方向性でよろしいでしょうか。皆さんの御意見を。——よろしければ、その方向性で進めさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、今議論していただいた部分を預らせていただきまして加味し、改めて提案させていただきたいと思います。

それでは、皆さんの議論も本日は時間が長くなりましたが、ここで終わりにしたいと思います。残りました検討・協議事項については次回の代表者会議で御協議していただくことにしたいと思います。

それでは、日程の2、その他でございますが、次回代表者会議の日程でございます。次回、第21回代表者会議は12月21日金曜日10時から、ここ全員協議会室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、座長のほうから……井上委員。

○井上委員

ちょっとごめんなさい、時間の確認だけお願いしたいんですけども、21日の代表者会議は10時からということで、例えば、きょうみたいなパターンでも、長くなるということが予測されるんだったら、それはそれで思っているんですけども、21日10時からで、例え

ば午後に食い込むとか、そういうことというのは想定しておいたほうがいいのかどうかだけちょっと確認させてもらいたいんですけど。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

スケジュール云々は別として、基本的に、例えば延長せざるを得ない場合、これは延長したいと思います。しかし、お昼を食べないでやっているといらいらしますんで、お昼はちゃんと召し上がっていただいて、午後一番から再開ということもあるかもしれない。ただ、基本的には午前中の会議の場合には午前中で1つの区切りをつけたいという気持ちは十分私の中にありますので、その辺だけは御理解くださいということです。

○井上委員

では、とりあえず要望なんですけども、当然、私も覚悟してという座長のお話に共鳴しますということは申し上げているんで、時間が長いのは構わないんですけども、お尻がどこなのかというところだけは事前に、予定の問題もあると思いますんで、ここまではいくかもしれないよということでお示しいただけるようなことがあれば、ぜひお願いしたいと思います。

○伊藤座長

それは多分時間的なことを発言されているのではなくて、きょうは第2章、第3章までやるよと、例えばそういう議論の進め方において、ある程度の時間が想定できると思うんですね。ですから、ここはそういう形での配慮、または情報提供はしたいと思います。

○川畑副座長

よろしいですか。

○井上委員

はい。

○川畑副座長

それでは、座長のほうからもございませんか。

○伊藤座長

特に。

○川畑副座長

それでは、傍聴の皆様には、感想があれば配付してある用紙にお願いしたいと思います。

本日予定されました会議はこれで終了させていただきます。長丁場、ありがとうございました。これで終わります。ありがとうございました。

午後 5 時11分 散会